

ちゅうせい



特集

担当職員へのインタビュー：

「東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件」に見る
調停事件の引継ぎ

誌上セミナー

大気汚染について

第2回 大気汚染に関する苦情の現状

ネットワーク

がんばってまーす

公害苦情処理業務を経験して

日々の公害苦情対応を通じて感じるこ

[栃木県小山市]

[兵庫県西宮市]



おもいがわざくら

(写真提供：栃木県小山市)



おやま
小山の花火

(写真提供：栃木県小山市)



わたらせゆすいち

渡良瀬遊水地内で繁殖するコウノトリ

(写真提供：栃木県小山市)

Contents

2 特集 国と地方公共団体との連携

担当職員へのインタビュー：

「東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件」 に見る調停事件の引継ぎ

(協力)一般財団法人日本立地センター専務理事、元 公害等調整委員会事務局審査官 うえの とおる 上野 透

総務省大臣官房総務課管理室長、

元 公害等調整委員会事務局総務課企画法規担当課長補佐、元 公害等調整委員会事務局審査官 かとう たけし 加藤 剛

(聞き手) 公害等調整委員会事務局総務課課長補佐(広報担当) はしもと りゅうすけ 橋本 隆介

10 誌上セミナー「大気汚染について」

第2回 大気汚染に関する苦情の現状

公害等調整委員会事務局

26 公調委委員によるリレーエッセイ(第1回)

公害等調整委員会委員 つづき まさのり 都築 政則

28 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局



夙川公園

(写真提供：兵庫県西宮市)



檜ヶ峰

(写真提供：兵庫県西宮市)

<ネットワーク>

29 がんばってまーす

公害苦情処理業務を経験して

栃木県小山市市民生活部環境課主事 早乙女 貴啓

日々の公害苦情対応を通じて感じること

兵庫県西宮市環境局環境総括室環境保全課主査 岩田 卓

33 第 53 回公害紛争処理連絡協議会

公害等調整委員会事務局

43 公害等調整委員会の動き(令和5年4月～6月)

公害等調整委員会事務局 ※

47 都道府県公害審査会の動き(令和5年4月～6月)

公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 「^{かぶとやま}甲山森林公園」 <関連：31 ページ>

(写真提供：兵庫県西宮市)

甲山はおわんを伏せた形で親しまれ、市街地のどこからでも見えるまさに西宮市のシンボルといえる山で、標高は309メートルあります。その昔、^{じんこうこうごう}神功皇后がかぶとを埋めたことから、その名が付いたとの言い伝えもあります。

甲山森林公園は、甲山の山ろくに広がり、約83ヘクタールにもおよびます。野外彫刻や噴水池などが樹木や花に囲まれ、遊歩道が縦横にあります。明治・県政百年を記念して昭和45年(1970年)にオープンしました。野鳥と新鮮な空気がいっぱい、「森林浴」にも最適です。

担当職員へのインタビュー：

「東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件」 に見る調停事件の引継ぎ

(協力)

・上野 透

一般財団法人日本立地センター専務理事
元 公害等調整委員会事務局審査官

・加藤 剛

総務省大臣官房総務課管理室長
元 公害等調整委員会事務局総務課
企画法規担当課長補佐
元 公害等調整委員会事務局審査官

(聞き手)

・橋本 隆介

公害等調整委員会事務局総務課課長補佐 (広報担当)

〈令和5年6月30日実施〉

1. 事件の紹介

◆橋本 本日は、機関誌「ちょうせい」の特集「国と地方公共団体との連携」に掲載するインタビュー記事作成のため、お集まりいただき誠にありがとうございます。

今回は、平成15年2月に東京都公害審査会より公害紛争処理法（以下「処理法」という。）第38条第1項に基づいて、公害等調整委員会が事件を引き継いだ調停事件について、当時在籍されていたお二方にお話を伺わせていただきます。

まずは、東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件（平成15年(調)第1号事件。以下、「地下鉄騒音事件」という。）について、その概要と処理経過について、私から紹介させていただきます。

【事件の概要】

平成13年2月27日、東京都にあるビルの区分所有者6人から、東京都及び鉄道会社を相手方（被申請人）として、東京都知事に対して調停を求める申請がありました。

被申請人らの運行する鉄道が申請人らのビルの地下を通過する際に引き起こす騒音・振動によって、申請人らは、不快感と不安を感じ、営業活動にも支障をきたしており、これらを理由として、申請人は、被申請人らに対し、鉄道の運行に伴う騒音・振動を軽減することを求めています。

【事件の処理経過】

東京都公害審査会は、平成13年2月27日に本申請を受け付けた後、11回の調停期日を開催し、手続を進めましたが、全国的、広域の見地から解決を図ることが必要であると判断し、当事者の同意を得た上で、処理法第38条の規定に基づき、公害等調整委員会に対し事件の引継ぎについて協議を行った結果、公害等調整委員会は、東京都公害審査会の判断及び当事者の意向を踏まえ、平成15年3月10日、本事件を引き継ぎました。

公害等調整委員会は、本事件を引き継いだ後、直ちに調停委員会を設け、7回の調停期日を開催するとともに、平成15年6月5日、申請人が主張する地下鉄駅舎の新設工事及びレール磨耗と騒音・振動との因果関係を判断するのに必要な

専門的事項を調査するため、専門委員1人を選任したほか、現地調査及び騒音・振動の測定・分析調査を実施するなど、手続を進めて検討した結果、平成17年6月16日の第8回調停期日において調停が成立し、本事件は終結しました。

さて、お二方に事件についてお話しを伺う前に、自己紹介ということで、公害等調整委員会事務局に在籍されていた時のポストや業務内容について教えていただけますでしょうか。

◆上野 私は、経済産業省から出向して、平成15年から17年まで審査官として在籍しました。3年前に経済産業省を退職し、現在、一般財団法人日本立地センターに勤務しています。ここでは、都道府県や市町村、業界団体などに賛助会員になっていただいている、地域の産業用地開発や企業誘致、地域産業振興の支援をさせていただいています。自治体での担当部署は商工担当部局ですが、環境に配慮した産業立地という点からは、公害審査会の業務にも関わりがあるものと思われ、今回の企画に参加させていただくことに縁を感じています。

公害等調整委員会在籍時は、今回取り上げる調停事件のほかに、地盤沈下、農薬による健康被害、工場騒音、悪臭被害などを担当しました。それから、米国の調停制度などの現地調査を行って、この「ちょうせい」にレポートを書いたこともありました。

◆加藤 私は、確か平成14年から2年ぐらいだったと思いますけれども、総務課の企画法規担当の課長補佐として在籍しておりまして、業務内容としては、事件の受付ですとかがメインになる仕事をさせていただきました。その後、ちょうど今から1年前までの3年間、審査官として再び公害

等調整委員会で働くことになりまして、事件処理をやっておりました。現在は総務省の本省に戻りまして、大臣官房総務課の管理室長ということで、また違う業務をやっております。

この調停事件は、随分昔の話でありますけれども、こうして上野元審査官とお会いもできましたし、こういう機会を設けていただいて、大変ありがたいと思っております。



上野 透 氏

2. 事件の管轄と事件の引継ぎの制度について

【事件の管轄について】

◆橋本 今回取り上げる事件は、公害審査会の係属事件を公害等調整委員会が公害紛争処理法の規定に基づき引き継いだものです。事件の引継ぎの例としては、昭和62年に長野県知事から事件を引き継ぎ、昭和63年に調停が成立した「スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件」がありますが、こういった制度があること自体、都道府県公害審査会の事務局職員の方にはご存じない方もいらっしゃるかもしれません。

まず、事件の管轄について基本的なことをご紹介

介させていただきます。処理法では、公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会が設置され、都道府県には都道府県公害審査会が設置されているところです。公害紛争の処理は、公害等調整委員会と都道府県公害審査会により分掌されており、両者は上下関係にはありません。

都道府県公害審査会は公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあつせん、調停及び仲裁について管轄することとされていますが(処理法第24条第2項)、調停事件については、管轄の規定に対する例外として、相当と認める理由がある場合には、引継ぎ制度により、本来の管轄にかかわらず、都道府県公害審査会における係属事件を公害等調整委員会に引き継いだり、反対に公害等調整委員会における係属事件を都道府県公害審査会に引き継いだりすることができるようになっていきます(処理法第38条)。事件を引き継ぐ場合には、当事者の同意を得、かつ、引き継ぐとする先の機関と協議する必要があります。この事件の引継ぎの規定は、あつせん、仲裁に係る事件については置かれていません。

【事件の引継ぎについて】

◆橋本 加藤室長に事件の引継ぎ規定について伺いますが、処理法第38条第1項の「相当と認める理由」については、一般的にどういった場合を想定していると考えたらいいのでしょうか。

◆加藤 まず、処理法では、重大事件、広域処理事件及び県際事件を中央委員会(「公害等調整委員会」)を指す。以下同じ。)の管轄、その他の事件を審査会等の管轄としています。しかし、それぞれの事件の実情を見ると、審査会等の事件の中にも中央委員会で処理した方が適当であると思われるものもあり、またその逆の場合もあると考えられます。例えば、形式的には中央委員会の管轄

には当たらないが、実質的には人の健康又は生活環境に大きな影響を与える事件や全国的見地から解決する必要がある事件の場合が考えられます。また、逆の例としては、形式的には申請被害額が5億円以上であることから、中央委員会の管轄に当たるが、実質的には被害地域が1つの都道府県の区域内に限定されている事件などの場合が考えられます。これらの場合には、事件を引き継ぐことについて相当の理由があると認め得るものと考えます。

それから、審査会等に係属している事件において、都道府県自体が被申請人となっていることなどにより、当該審査会等に対する申請人の不信感が強い場合や、中央委員会に係属している事件において、費用面等から当事者が地元都道府県の審査会等において処理することを希望している場合などについても、事件を引き継ぐことについて相当の理由があると認める余地があるものと考えています。

いずれにしても、「相当と認める理由」については、当該調停事件を解決するためにはどの機関で処理することが最も適当であるかという視点から、それぞれの事件の実情に即して総合的に判断することが必要になると考えます。

以上の点は、コメントールに掲載されていますが、公害審査会だけで判断できるものではないので、検討に際して悩まれることもあるのではないかと思います。そのようなときは、公害等調整委員会事務局に遠慮なくご相談いただくことも大事なように思います。幸い、コロナ禍を経てWeb会議が一般的になったので、遠隔地の公害審査会であっても容易に打合せができるようになったことですし。

なお、調停事件の引継ぎについては、「相当の理由」が必要になりますが、裁定事件は公害等調整委員会の専属管轄なので、公害審査会に係属中

の調停事件について、公害等調整委員会に裁定申請することは可能です。私は実際に事件処理に当たった審査官としても公害等調整委員会に在籍しましたが、その際に、公害審査会に係属中の調停事件について、公害等調整委員会に原因裁定が申請された事件も担当しました。人事異動のため、事件終結まで携わることはできませんでしたが、因果関係について、職権調査とそれを踏まえた専門委員による科学的知見に基づく意見書を証拠として採用すること、つまり、専門委員の科学的知見に基づく見解を当事者双方に示すことが大きな契機となって、調停による解決が図られることは多数あるように思います。

公害等調整委員会の専門委員は首都圏在住の方が多いのが実情ですが、首都圏以外に在住されている方もいらっしゃるということからも明らかなように、地方にも公害に関する科学的知見を有する専門家の方は多数いらっしゃいます。ですが、そういった専門家の方々の科学的知見を活かすためには、それ相応のデータを採取することが必要になるので、公害審査会の予算や人員・人材といった体制面でなかなか難しい面もあるのかもしれない。同様の事情は公害等調整委員会にもあるとは思いますが、「引継ぎ」以外の手法も含めて検討することも可能であり、そういった意味でも、遠慮なくご相談いただくことが大切ではないかと思います。

【地下鉄騒音事件の引継ぎについて】

◆橋本 平成15年2月、東京都より事件の引継ぎの協議がありました。事件の引継ぎを相当と認める理由は、どのような内容だったのでしょうか。

◆加藤 この事件は、地下鉄道の真上にあるビルの所有者が、この地下鉄道のさらに下に建設され

た地下鉄道の構築物工事の進捗に伴い、その上部を通過する地下鉄道の振動・騒音が悪化し被害が生じている、本件ビルの顧客、賃借人に多大な不快感と不安を与え、営業活動に著しい支障をきたしているとして、当該振動・騒音の低減を請求しているものでした。

事件の引継ぎを相当と認める理由ですが、東京都公害審査会からは「地下鉄道による振動・騒音については、全国の大都市において問題化しつつあるが、本事件においては、複数の地下構築物を伝播して地上の構築物に与える複合的影響が争点となっており、これに関しては、調査方法や対策が確立しておらず、全国的・広域的な見地から解決を図る必要があること」、そして当事者双方の同意があることが理由として挙げられていました。



加藤 剛 氏

◆橋本 事件の引継ぎに当たっては、事務的に事前の連絡などはあったのでしょうか。

◆加藤 東京都公害審査会の事務局担当者から事件の引継ぎについて事前説明を受けたように

記憶しております。また、その際には、東京都公害審査会の事件処理の実情をよく理解するために、事件の受付を担当している総務課だけでなく、実際に事件処理に当たり、騒音・振動の専門的知見などに通じている審査官も同席し、説明を伺ったように記憶しております。

事件の引継ぎを相当と認める理由については、事前説明を通じた東京都公害審査会と公害等調整委員会との間での共通認識の醸成を経て、東京都公害審査会において整理、検討の上、提出されたものと思います。

事前説明の場で、具体的にどのようなやりとりがあったかまでは覚えておりませんが、一般的には、まずは公害等調整委員会にご相談いただき、当該事件のこれまでの経緯や当事者の見解等について、都道府県公害審査会の事務局職員から説明をしてもらうということかと思えます。

なお、これは公害等調整委員会側の問題ですが、公害審査会からの相談の段階で審査官が同席し、事件処理の実情を把握しておくことは、その後、事件を引き継いだ際にスピーディーに事件処理を進める上で有益ではないかと思えます。引継ぎをスムーズに行うことは、当事者双方から信頼を得る上でも大切ではないかと思えますし、調停事件の引継ぎとは異なりますが、裁判所に係属中の事件について裁判所から原因裁定の囑託を受ける原因裁定囑託についても、同様のことがいえるのではないのでしょうか。

3. 東京都地下鉄騒音事件の調査について

◆橋本 続いて上野様にお伺いいたします。本事件は、平成15年3月に事件の引継ぎが決定され、その後、公害等調整委員会において、現地調査、測定技術検討会議、調査委託会社による現地の騒音・振動測定調査が行われ、計8回にわたる調停

期日を経て、平成17年6月に調停が成立しました。

上野様は、事件の途中、第3回の期日（平成15年9月）から本事件をご担当されました。本事件では、平成16年3月に、4日間にわたって、現地での騒音測定が実施されました。測定に当たっては検討会の開催や事前測定も実施されています。本測定まで時間をかけて調整がなされていたことが伺われます。例のない大規模で複雑な騒音測定が実施されましたが、騒音測定の方針や進め方は、どなたが主導されたのでしょうか？

◆上野 私が来たときには既に、専門委員と測定を実施する調査会社は決まっていました。専門委員の石井聖光東大名誉教授は、建築音響工学と騒音制御工学の権威で、日本音響学会会長などもされた先生でした。この調停事件当時、80歳近かったと思いますが、大変お元気で、いろいろお世話になりました。今でも年賀状のやり取りをさせていただいています。この石井先生のご指導の下、調査会社の専門家と、厚生労働省から来られていた審査官と私とで、原因究明のために、どのような実験、測定、分析をしたらいいかということ当事者の意見も聞きつつ検討していきました。

◆橋本 調査の目的は何だったのでしょうか。

◆上野 本件では、申請人側のいるビルの直下に地下鉄道が通っていたのですが、その下に、新たな地下鉄道の構築物が設置されたことによって、もともとあった直下の地下鉄道の電車の通過による騒音・振動が耐えられないほど大きくなったということで、申請人側は、両地下鉄道側にその騒音・振動の軽減を求めました。しかし、新地下鉄道側は新設の構築物と騒音・振動増大とは関係ないとしていました。そこで、その新地下鉄道の

構築物ができたことと、この騒音・振動増大との因果関係を分析することが調査の目的でした。

なお、騒音・振動が増大する直接の要因としては、直下の地下鉄道のレールにできる波状摩耗ということはわかっていました。申請人側のビルの直下の地下鉄道のレールが大きくカーブしているため、電車の通過が繰り返されるうちにレールに波状摩耗が点々と生じ、それによって電車の通過による騒音・振動が増大するのです。波状摩耗のあるレールを研磨して平滑にすると騒音が静かになるので、申請人側は、直接の要因である直下の地下鉄道のレールの研磨を地下鉄道側に求めています。

◆橋本 具体的にどういった調査をされたのでしょうか。



インタビューの様子

◆上野 まず、事前調査として、レールが平滑な時期に、申請人側のビル内で、電車の通過に伴う騒音・振動の測定をしました。その後、しばらくして、波状摩耗が出てきて騒音・振動も大きくなる頃に本調査をすることとしました。

本調査ですが、騒音・振動を発生させているビル直下の地下鉄道のトンネルの中に入り、終電の後、始発までの時間、保守に使用しているモーターカーを走行させて、トンネル内の3地点と、申

請人のビル内で騒音・振動を測定するなどの大規模な実験を行いました。これには測定機器の設置準備、撤去を入れて4日間かかりました。トンネル内3地点のレールと壁面、それから申請人側のビル内に振動加速度ピックアップ、マイクロフォンを取り付けて、モーターカー走行時の騒音・振動を測定しました。上下線ともに3種類の速度で、モーターカーを行ったり来たりさせて調査を行いました。

専門委員の石井先生は、近くのホテルに宿泊され、真夜中の調査に立ち会っていただきました。トンネル内は暗く足元は不安定で、ご高齢の先生は大変だったと思うのですが、真相解明に熱心で目を輝かせながら、実験を確認しておられました。

◆橋本 こうした調査を経て、本事件では最終的に調停が成立しています。申請人らが求めている鉄道の運行に伴う騒音・振動の軽減策について、申請人・被申請人ともに納得する形で決着することができた要因は何だったと思いますか。何かきっかけとなるようなことがあったのでしょうか。

◆上野 当初は当事者間で主張が異なる部分もありましたが、公害等調整委員会として出来る限りの調査を尽くした上で、調停委員が直接和解の方向性を各当事者に語りかけたことが、調停成立へ向かう大きな契機となったと思います。

また、調停で重要と言われる互譲の精神、本事件では三者いたわけですけれども、皆がその精神に基づいて行動していただいたということがあるのではないかと思います。

先ほどからお話をしていますとおり、権威ある専門家の知見を活用できたこと、公害等調整委員会の呼びかけのもと当事者が協力してこれだけの大規模な調査を実施することができたこと、こ

うした公害等調整委員会の業務におけるメリットが生かされたのではないかと思います。

◆橋本 最近は大規模な事件が増加する中で、大規模な調査を実施した本事件には、ほかの事件にはないご苦労もあったのではないのでしょうか。本事件に関わる中で、大変だったことやご苦労されたことがあればお話しいただけますでしょうか。

◆上野 深夜、終電が終わってから未明にかけての調査を4日間やりましたが、夜出かけて朝帰る日が続く、家族はびっくりしていました。また、普通、人が入れない暗いトンネルの中に入ると、モーターカーも間近に通るものですから、少し怖かったです。非日常的な貴重な経験ができたと思っています。

また、測定実験の後、非常に分厚い測定結果が調査会社から出てきたのですが、専門性が高く、それを分析するのはなかなか大変でした。厚生労働省出身の審査官と二人で騒音・振動の勉強をして、何回も石井先生、調査会社の専門家、審査官二人で集まって、何時間もかけて議論しながら、一般の人にも分かるように整理をしていきましたが、結構苦労しました。

4. おわりに

◆橋本 ありがとうございます。それでは最後に、各都道府県の公害審査会の事務局職員に向けてメッセージをお願いできますでしょうか。

◆上野 専門委員の選定とか専門的な調査の実施、調停に当たっての当事者との調整についてはいろいろ悩ましいこともあると思います。そういったときに公害等調整委員会に相談して進めていくことが効果的な場合があると思います。それから、連絡協議会やブロック会議の場も生かしながら国と連携することも考えていただけないのではないかと思います。

私もこの「ちょうせい」の記事で、いろいろと自治体の方々が事件対応でご苦労されていることを拝見しています。様々なケース、事情があり、こうすればといいといった特効薬のようなものはなく、難しいところはあると思いますが、やはり、まず当事者の主張をよく聞くこと、当事者は色々なことを言われるとは思いますが、それらを傾聴した上で論点を整理していくことが必要です。そして、客観的な原因説明など行政側としてできることをやっていき、ファクトに基づいた解決策を提示し、当事者に納得していただくということではないでしょうか。それらの中で、当事者には真摯に対応して、信頼を得ていくということも調停においては不可欠だと思います。

苦労の多いことと思いますが、地域のために大変重要な仕事ですので、頑張ってくださいと思います。

◆橋本 ありがとうございます。それでは、インタビューを終了したいと思います。本日は貴重なお話を伺うことができました。上野様、加藤様、お忙しい中、本日はお時間をつくっていただきまして、誠にありがとうございました。

地方公共団体の皆様へ

都道府県公害審査会等の事件を公害等調整委員会に引き継ぐ方法として、今回のインタビュー記事でご紹介した事件の引継ぎ（公害紛争処理法第 38 条）に加えて、本年 6 月に開催した第 53 回公害紛争処理連絡協議会において、より簡易な運用として、当事者に公害等調整委員会への裁定申立を促す運用を提案させていただいています。

地域に一定の影響があり、紛争解決に公害等調整委員会の専門的リソースの活用が望まれる事案については、積極的に当事者に公害等調整委員会への裁定申立を促していただけて結構です。その際、都道府県公害審査会等で調停を打ち切る場合に限らず、事件を係属させたまま、公害等調整委員会で原因裁定を行い、その結果を利用して都道府県公害審査会等で調停を行うというバリエーションも考えられます。

公害等調整委員会としては、都道府県公害審査会等と連携して公害紛争処理制度の解決力を高めたいと考えており、都道府県公害審査会等の事務局との日頃からの意思疎通を一層図ってまいります。

公害等調整委員会事務局

大気汚染について

第2回 大気汚染に関する苦情の現状

公害等調整委員会事務局

■はじめに

今年度の誌上セミナーは大気汚染をテーマに連載しています。第2回は、大気汚染に関する苦情の現状について取り上げます。

公害苦情調査結果報告書から令和3年度の大気汚染に関する苦情の概況、苦情受付件数の推移及び都道府県別の苦情の受付状況等について解説します。また、今回の誌上セミナーの執筆に当たって、大気汚染に関する苦情の多くを占める「焼却（野焼き）」について、相対的に苦情受付件数の多い36の地方公共団体にヒアリングを実施しました。ヒアリングを通して得られた「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向についても触れながら紹介していきたいと思えます。なお、今回紹介しきれなかったものについては、次回の誌上セミナーにおいて取り上げる予定です。

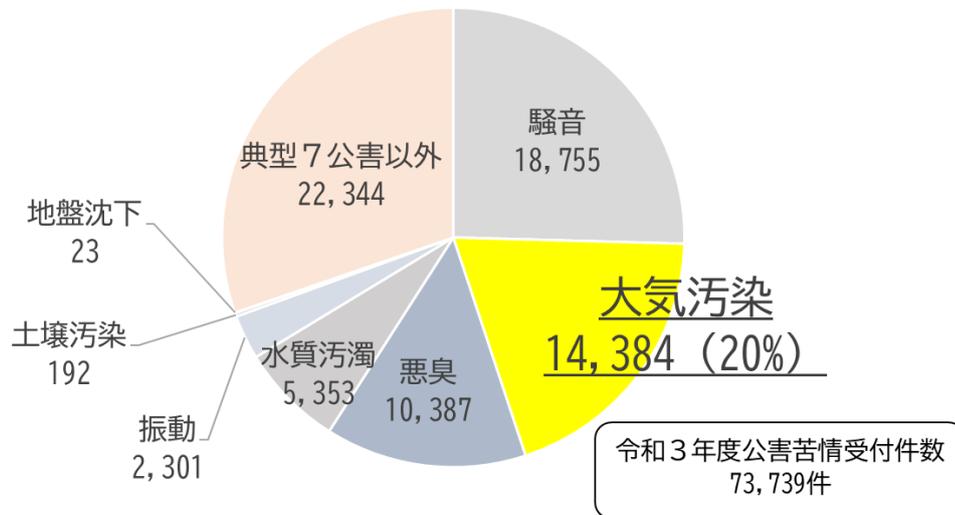
1. 令和3年度の大気汚染に関する苦情の概況

- ・典型7公害では騒音（18,755件）に次いで大気汚染（14,384件）に関する苦情件数が多い。
- ・大気汚染に関する苦情は、公害苦情全体の20%を占めている。
- ・大気汚染に関する苦情の主な発生原因は、「焼却（野焼き）」に関する苦情が9,756件（68%）と最も多く、次いで「工事・建設作業」に関する苦情が2,224件（15%）となっている。
- ・「焼却（野焼き）」に伴う大気汚染に関する苦情は、公害苦情全体の13%を占めている。
- ・公害苦情全体を主な発生原因別に見ると、「焼却（野焼き）」に関する苦情が12,877件（17%）と最も多く、その12,877件について、公害の種類別に内訳を見ると、大気汚染として計上された苦情が76%（9,756件）、悪臭として計上された苦情が18%（2,305件）となっている。

はじめに令和3年度の公害苦情調査結果報告書から大気汚染に関する苦情の概況を見ていきます。令和3年度の全国の公害苦情受付件数は73,739件あり、そのうち「典型7公害」に関する苦情は51,395件（70%）、「典型7公害以外」に関する苦情は22,344件（30%）となっています。

典型7公害では騒音に関する苦情が18,755件と最も多く、次いで大気汚染に関する苦情が14,384件となっています（図1）。大気汚染に関する苦情は公害苦情受付件数全体の20%を占めています。

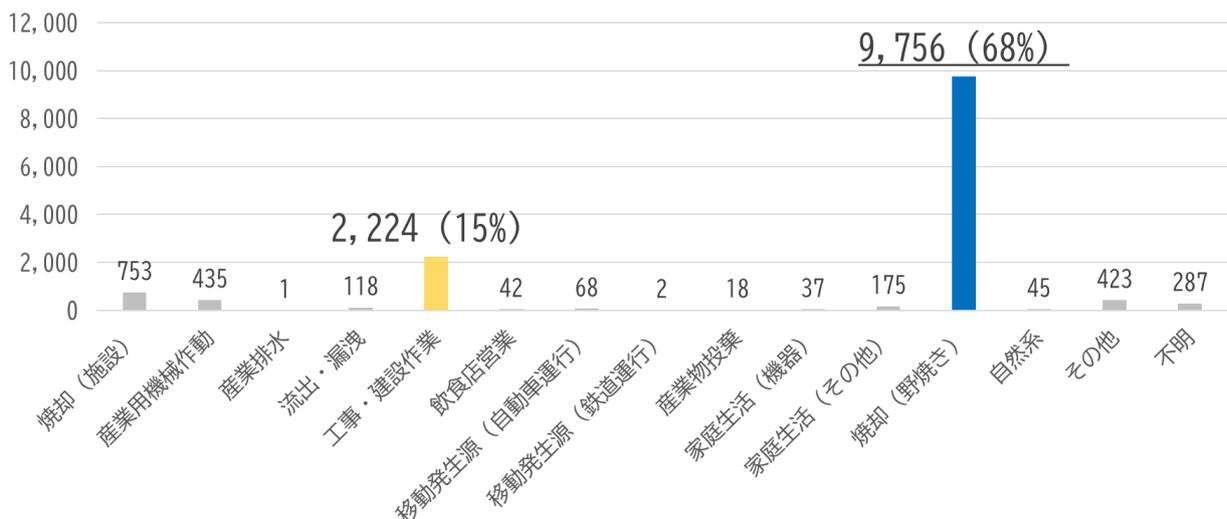
【図1】 公害苦情受付件数の内訳



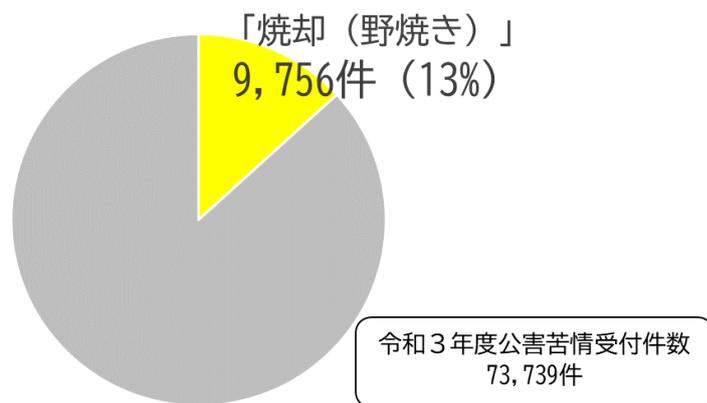
大気汚染に関する苦情の主な発生原因は、「焼却（野焼き）」に伴う苦情が 9,756 件と最も多くなっており、大気汚染に関する苦情の 68%を占めています（図2）。「焼却（野焼き）」の次に多い

のが「工事・建設作業」に関する苦情で 2,224 件（15%）となっています。また、「焼却（野焼き）」に伴う大気汚染に関する苦情は、公害苦情受付件数全体の 13%を占めています（図3）。

【図2】 大気汚染に関する苦情の主な発生原因



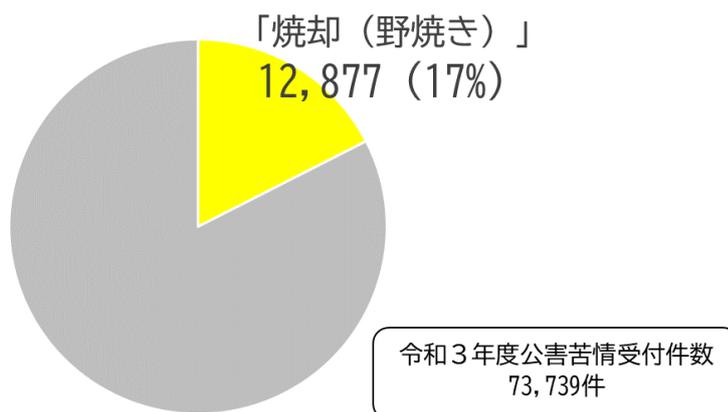
【図3】公害苦情全体に占める「焼却（野焼き）」に伴う大気汚染苦情の割合



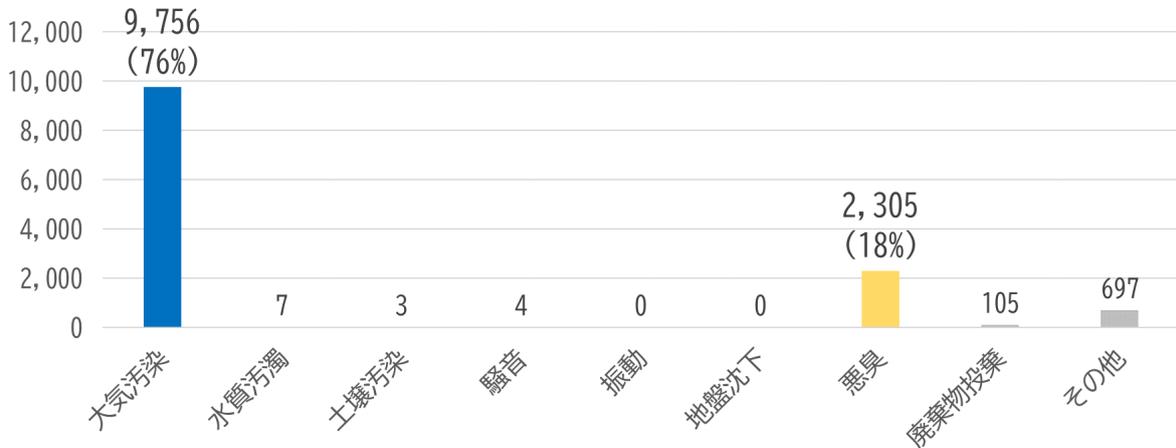
また、令和3年度に受け付けた全ての公害苦情73,739件をその主な発生原因別に見ると、「焼却（野焼き）」に関する苦情が12,877件と最も多く、全体の17%を占めています（図4）。更にその12,877件について、公害の種類別に内訳を見ると、大気汚染として計上された苦情が76%（9,756

件）、悪臭として計上された苦情が18%（2,305件）となっています（図5）。僅かですが廃棄物投棄として計上された苦情も1%（105件）含まれています。これらのことから、いかに地方公共団体の相談窓口「焼却（野焼き）」に関する苦情が寄せられているかが分かります。

【図4】公害苦情全体に占める主な発生原因別「焼却（野焼き）」の割合



【図5】公害苦情全体における「焼却（野焼き）」に関する苦情の公害の種類別内訳



・大気汚染に関する苦情の発生源の内訳を見ると、「焼却（野焼き）」に伴う苦情の70%が個人によるもの、「工事・建設作業」に伴う苦情の90%が会社・事業所によるものとなっている。

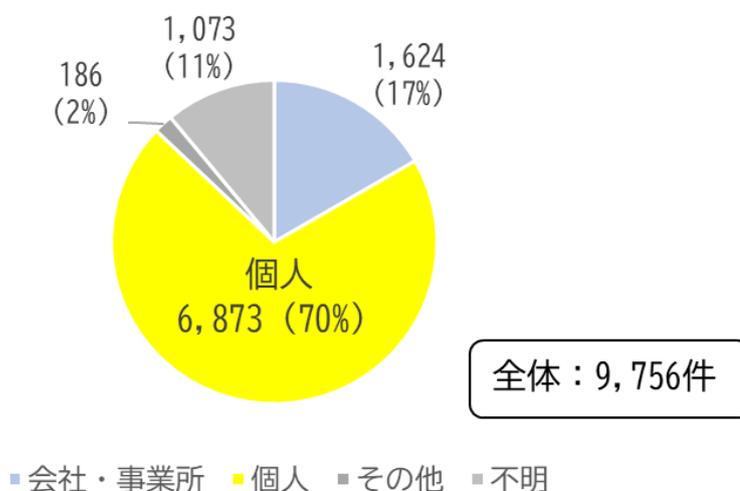
大気汚染に関する苦情について、その発生源の内訳を見ていきます。「焼却（野焼き）」に伴う大気汚染に関する苦情の発生源については、全体の70%となる6,873件が「個人」によるものとなっています（図6）。また、「工事・建設作業」に伴う大気汚染に関する苦情の発生源については、全体の90%となる2,012件が「会社・事業所」（95%は建設業者）によるものとなっています（図7）。

誌上セミナーの執筆に当たって実施した地方公共団体へのヒアリングで伺ったところでは、多くの地方公共団体において、「焼却（野焼き）」に伴う大気汚染に関する苦情の発生源については、農家によるものだけでなく、家庭菜園をしている方や庭や山林などを所有する方なども含まれているとのことでした。例えば、商売を目的とせず、軽易、小規模に野菜を栽培する場合でも、収

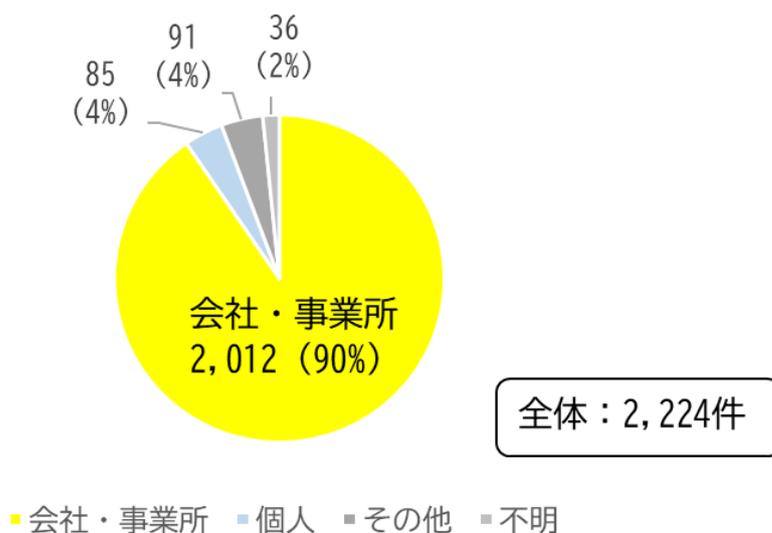
穫時に発生する茎葉や野菜くず等の農業残渣を焼却処理するケース、庭や所有する山林の手入れにより発生する剪定枝や落ち葉等を焼却処理するケースがあります。「焼却（野焼き）」に伴う大気汚染に関する苦情の発生源の多くが「個人」によるものであることから、こうした「個人」による野焼きにより発生する煙害に対して、周囲の住民等から多数苦情が寄せられていることがうかがえます。

また、「焼却（野焼き）」に伴う大気汚染に関する苦情の発生源について、発生原因が「不明」のものが1,073件あり、全体の11%を占めています。このことから「焼却（野焼き）」に伴う苦情については、行為者が特定できないケースも一定数あることがうかがえます。

【図6】主な発生源 ※焼却（野焼き）



【図7】主な発生源 ※工事・建設作業

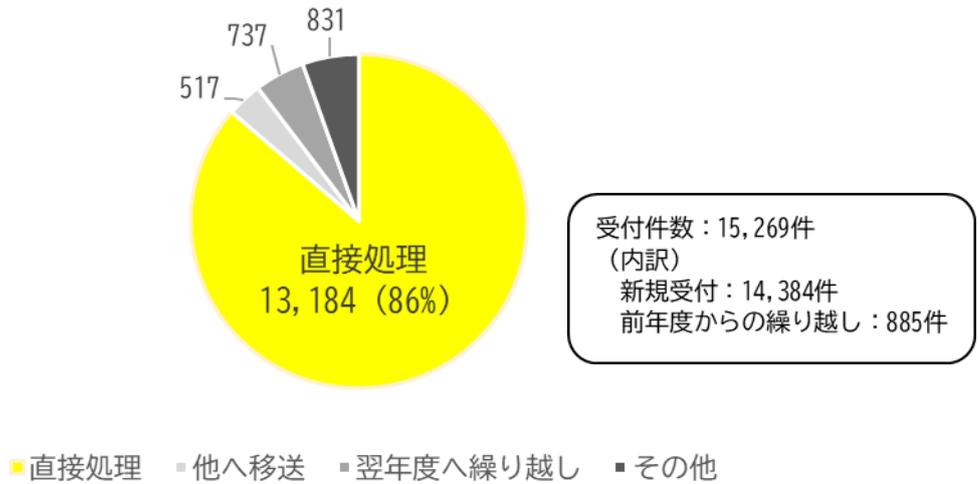


- ・大気汚染に関する苦情の処理件数の内訳を見ると、86%は直接処理されている。また、直接処理された苦情の96%は、苦情申立てから半年以内に処理されている。
- ・苦情の処理方法は、全体の77%が発生源側に対する行政指導となっている。
- ・公害規制法令との関係別に見ると、38%が「違反なし」となっている。

大気汚染に関する苦情の処理件数の内訳を見ると、直接処理が13,184件と最も多く、全体の86%を占めています（図8）。これは公害苦情全

体の構成比と概ね同じです（公害苦情全体の受付件数79,371件のうち直接処理されたものは66,341件（84%））。

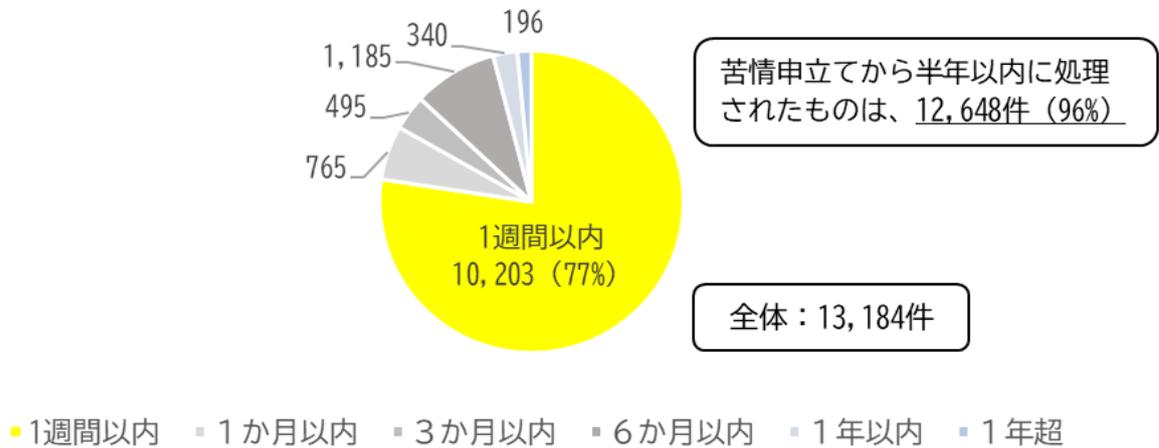
【図8】大気汚染に関する苦情の処理件数



直接処理された苦情の77% (10,203件)は、苦情申立てから1週間以内に処理されています(図9)。また、直接処理された苦情のうち苦情申立てから半年以内に処理されたものの合計は、

全体の96% (12,648件)を占めています。一方、僅かですが苦情申立てから1年を超えたものも196件(1%)あります。

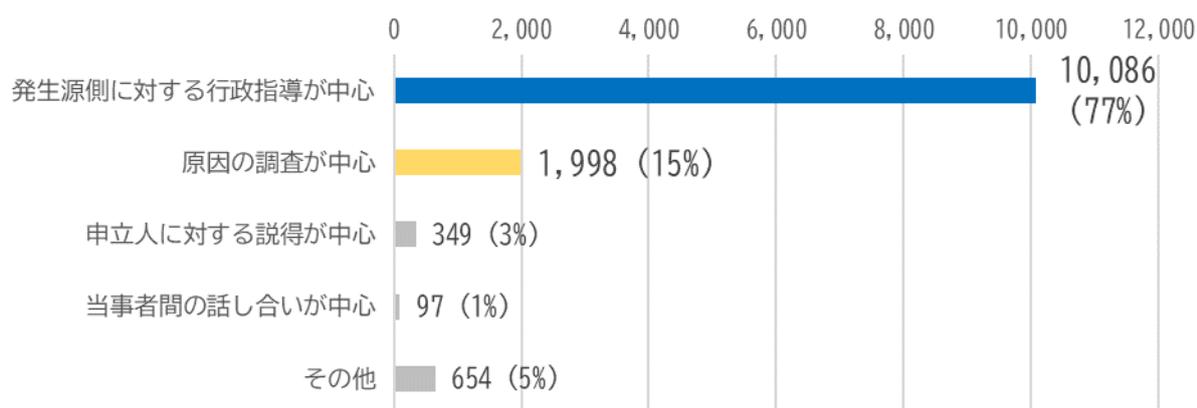
【図9】直接処理について
苦情申立てから処理までの期間



大気汚染に関する苦情の処理方法の内訳を見ると、「発生源側に対する行政指導が中心」が最も多く全体の77% (10,086件)を占めています(図10)。その他、「原因の調査が中心」が1,998件(15%)、「申立人に対する説得が中心」が349

件(3%)となっています。大気汚染に関する苦情については、苦情の発生源が特定できないケースや、地方公共団体の相談窓口の対応に納得できない市民を説得するケースもあることがうかがえます。

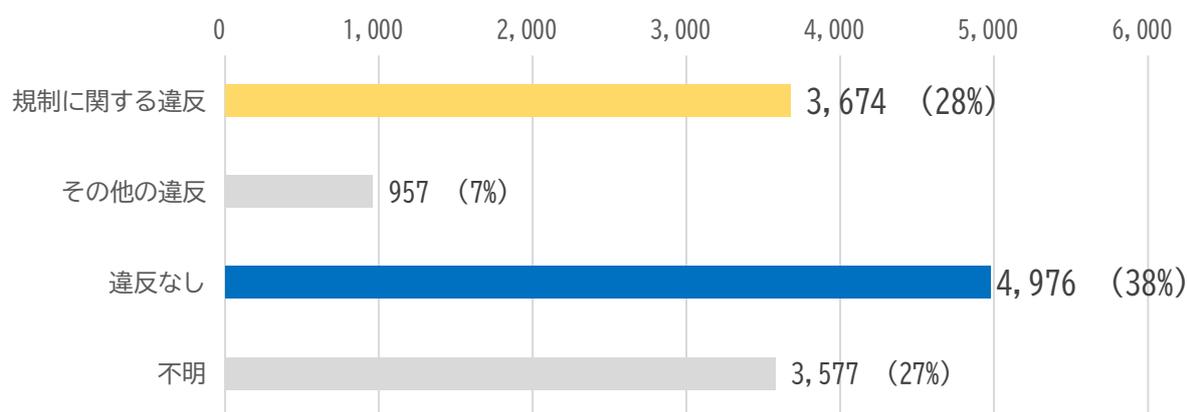
【図10】 苦情の処理方法



大気汚染に関する苦情の68%は焼却(野焼き)に伴うものです。焼却(野焼き)には、野焼きの例外規定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第14条)がありますが、苦情の処理方法について発生源側に対する行政指導が多くを占めていることから、野焼きの例外規定に該当するケースであっても、行為者に対して行政指導を行っていることがうかがえます。

公害規制法令との関係を見ると、「違反なし」が4,976件と最も多く、全体の38%を占めています(図11)。野焼きに伴う苦情は、行為者が野焼きの例外規定に該当する場合も多数あることがうかがえます。一方で「規制に関する違反」が3,674件(28%)となっており、個人が庭の剪定枝や落ち葉、家庭から出るゴミ等を焼却しているケースも多数あることがうかがえます。

【図11】 公害規制法令との関係



2. 大気汚染に関する苦情受付件数の推移

- ・大気汚染に関する全国の苦情受付件数は、平成21年度に2万件を下回って以降、緩やかに減少している。
- ・令和2年度は苦情件数が一時的に増加。その後、令和3年度は令和元年度の水準まで減少している。
- ・典型7公害の他の苦情との関係では、平成9年度から平成25年度までは大気汚染に関する苦情が最も多くなっており、平成26年度以降は騒音に次いで大気汚染に関する苦情が多い状態で推移している。

大気汚染に関する苦情受付件数の推移について見ていきます。平成9年度は大気汚染に関する苦情受付件数が対前年度1.8倍となる19,668件と急激に増加しています(図12)。また、翌平成10年度には更に苦情受付件数が増加し、過去最高となる30,499件となっています(公害苦情全体の37%、典型7公害全体の47%)。その後、大気汚染に関する苦情受付件数は、他の典型7公害と比較して件数が多い状態で推移しています。

この大気汚染に関する苦情件数が急激に増加した背景を特定する資料はありませんが、公害等調整委員会事務局が財団法人統計情報研究開発センターに委嘱して作成した「公害苦情調査結果データ分析」(平成15年3月公害等調整委員会事務局)において、社会現象といわれる「ダイオキシン問題」の報道をきっかけとして苦情申立てが増加した可能性について指摘されています。

(参考)「公害苦情調査結果データ分析」(平成15年3月公害等調整委員会事務局)

- ・「大気汚染の苦情件数が平成9年2月頃から増加した理由については、社会問題となったいわゆる「ダイオキシン問題」との関連が指摘されている。しかし、調査事項の範囲からは「ダイオキシン問題」に関する苦情とは特定できず、はっきりした関係を直接説明できない」(P.75)
- ・「受付苦情件数のグラフと事象の対応を見ると、平成9年2月の小さい山とそれ以降の増加傾向は「死亡率増加報道」から始まる一連の事象の影響が考えられる。平成10年は特に大きな話題の存在は確認できなかったが、常に「ダイオキシン問題」報道が行われている状況で、関心が非常に高く、敏感になっていたのではないかと考えられる。」(P.76)
- ・「「ダイオキシン問題」は、平成11年をピークに収まっていると一般に考えられているが、大気汚染の苦情件数は依然として件数の多い状態で推移している。平成11年度以降の苦情件数の動きは、「横ばい」、「波少」、「増加」傾向のいずれとも判断がつかない。件数の多い状態で推移している理由の仮説としては、「苦情を申し立てる行動が一般的になった(敷居が低くなった)」、「組織的な行動が背景にある」、「ダイオキシン問題とは全く別の苦情が発生している」などが考えられる。」(P.76)
- ・「大気汚染の苦情件数が急増したことについては、社会現象といわれる「ダイオキシン問題」の報道をきっかけとする苦情申立てが占める割合が大きいと考えられる」(P.77)

誌上セミナー「大気汚染について」

平成 10 年度以降、大気汚染に関する苦情受付件数は 2 万件以上で推移していますが、平成 21 年度に 2 万件を下回って以降 (19,324 件) は、緩やかに減少しながら推移しています。令和 2 年度は苦情受付件数が一時的に増加していますが、令和 3 年度は令和元年度の水準まで減少しています。

典型 7 公害の他の苦情との関係では、平成 22 年度以降、騒音に関する苦情受付件数が増加傾向にあり、平成 26 年度に騒音と大気汚染の順位が入れ替って以降は、大気汚染に関する苦情受付件数は騒音に次いで多い状態で推移しています。

【図 1 2】典型 7 公害に関する苦情受付件数の推移



- ・令和 2 年度の大気汚染に関する苦情受付件数の一時的増加について、都道府県別の状況を見ると、8 府県を除く、全体の 83% に当たる 39 の都道県で苦情受付件数が増加している。
- ・令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間の苦情受付件数の推移は、都道府県ごとに異なるが、令和 2 年度の苦情受付件数の一時的な増加傾向は、全体の 38% に当たる 18 の都道県に見られる。
- ・令和 2 年度は、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境が大きく変化した年であり、苦情件数の一時的増加の要因としては、在宅時間が増えたことにより、野焼きの煙に対して苦情を申し立てる人などが増えたことが考えられる。

令和 2 年度は大気汚染に関する苦情受付件数が一時的に増加しています。都道府県別にその状況を見ると、全ての都道府県に当てはまる傾向ではないことが分かります (図 13)。

令和 2 年度の都道府県別の苦情受付件数を見ると、8 の府県 (埼玉県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、高知県、熊本県、宮崎県) を除く、39 の都道県 (全体の 83%) で令和元年度よりも

苦情受付件数が増加しています。

令和元年度から令和3年度の3年間の苦情受付件数の推移を見ると、

- ・ 横ばい : 2 (秋田県、広島県)
- ・ 増加傾向 : 7 (山形県、山梨県、岐阜県、山口県、香川県、佐賀県、大分県)
- ・ 減少傾向 : 6 (埼玉県、大阪府、京都府、兵庫県、熊本県、宮崎県)

となっており、令和2年度の一時的な苦情受付件数の増加傾向¹は全体の38%に当たる18の都道県(北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、長野県、静岡県、滋賀県、和歌山県、島根県、岡山県、福岡県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)に見られます。その他、

- ・ 令和2年度に苦情受付件数が増加した都道県で、令和3年度の苦情受付件数が令和元年度の苦情受付件数と同程度までは減少していないもの(その差が11件以上あるもの):12 (青森県、岩手県、茨城県、栃木県、神奈川

県、石川県、福井県、愛知県、三重県、奈良県、徳島県、愛媛県)

- ・ 令和2年度に苦情受付件数が減少した府県で、令和3年度に苦情受付件数が増加したものの:2 (鳥取県、高知県)

となっており、都道府県ごとにその傾向は異なっています。

令和2年度は、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境が大きく変化した年でした。誌上セミナーの執筆に当たって実施した地方公共団体へのヒアリングで伺ったところでは、全ての市区町村に当てはまる訳ではありませんが、令和2年度の苦情受付件数の増加の要因としては、在宅時間が増えたことにより、これまで気付くことのなかった野焼きの煙に対して、「換気をしたいが窓を開けることができない」、「洗濯物に臭いが付く」等の苦情を申し立てる人などが増えたことが考えられます。

¹ 令和2年度に苦情受付件数が一時的に増加した31の都道県(秋田県は横ばいで計上)のうち、令和3年度の苦情受付件数が令和元年度の苦情受付件数と同程度(その差が10件以内のもの)あるいは令和元年度の苦情受付件数を下回った都道県を計上した。

		R1	R2	R3
1	北海道	223	272	230
2	青森県	61	82	73
3	岩手県	44	86	61
4	宮城県	35	58	42
5	秋田県	143	145	142
6	山形県	33	60	77
7	福島県	72	86	79
8	茨城県	674	875	788
9	栃木県	324	393	353
10	群馬県	251	392	250
11	埼玉県	885	846	727
12	千葉県	988	1,599	991
13	東京都	1,102	1,235	1,047
14	神奈川県	823	1,158	985
15	新潟県	167	218	164
16	富山県	29	49	39
17	石川県	65	111	107
18	福井県	138	184	181
19	山梨県	108	118	130
20	長野県	520	649	424
21	岐阜県	275	295	341
22	静岡県	411	492	406
23	愛知県	1,348	1,753	1,472
24	三重県	302	411	313
25	滋賀県	95	126	76
26	京都府	295	226	193
27	大阪府	975	932	818
28	兵庫県	488	414	395
29	奈良県	94	155	143
30	和歌山県	119	144	118
31	鳥取県	63	34	40
32	島根県	102	137	111
33	岡山県	145	152	144
34	広島県	294	296	295
35	山口県	197	200	218
36	徳島県	107	135	131
37	香川県	120	139	150
38	愛媛県	227	258	251
39	高知県	65	46	50
40	福岡県	737	831	720
41	佐賀県	162	174	180
42	長崎県	172	231	142
43	熊本県	184	174	172
44	大分県	131	151	167
45	宮崎県	276	237	214
46	鹿児島県	123	178	110
47	沖縄県	125	162	124

3. 「焼却（野焼き）」に関する苦情の都道府県別の受付状況

- ・野焼きは全国的に行われているものの、都道府県別に「焼却（野焼き）」に伴う大気汚染に関する苦情の受付状況を見ると、特定の地域に苦情が集中しており、野焼きに対してあまり苦情が発生していない地域もある。
- ・関東地方、東海地方は相対的に苦情受付件数が多い。
- ・長野県、大阪府、福岡県も相対的に苦情受付件数が多い。

大気汚染に関する苦情の主な発生原因の68%を占める「焼却（野焼き）」に関する苦情について、都道府県別にその傾向を見ていきます。

公害苦情調査結果報告書から令和3年度の都道府県別の「焼却（野焼き）」に伴う大気汚染に関する苦情の受付状況を見ると、野焼きは全国的に行われているものの、特定の地域に苦情が集中していることが分かります（図14）。一方、あまり苦情が発生していない地域もあります。

「焼却（野焼き）」に関する苦情の都道府県別の受付状況を見ると

- ・ 100件未満：16（うち30件未満：5）
- ・ 100件～200件未満：16
- ・ 200件～300件未満：5（栃木県（296件）、群馬県（208件）、岐阜県（232件）、三重県（235件）、愛媛県（200件））
- ・ 300件～500件未満：5（埼玉県（468件）、東京都（404件）、長野県（366件）、静岡県（316件）、大阪府（322件））
- ・ 500件以上：5（茨城県（673件）、千葉県（768件）、神奈川県（622件）、愛知県（1,052件）、福岡県（570件））

となっています。

関東地方、東海地方は相対的に苦情受付件数が多い傾向があります。その他、長野県、大阪府、福岡県も苦情受付件数が多くなっています。

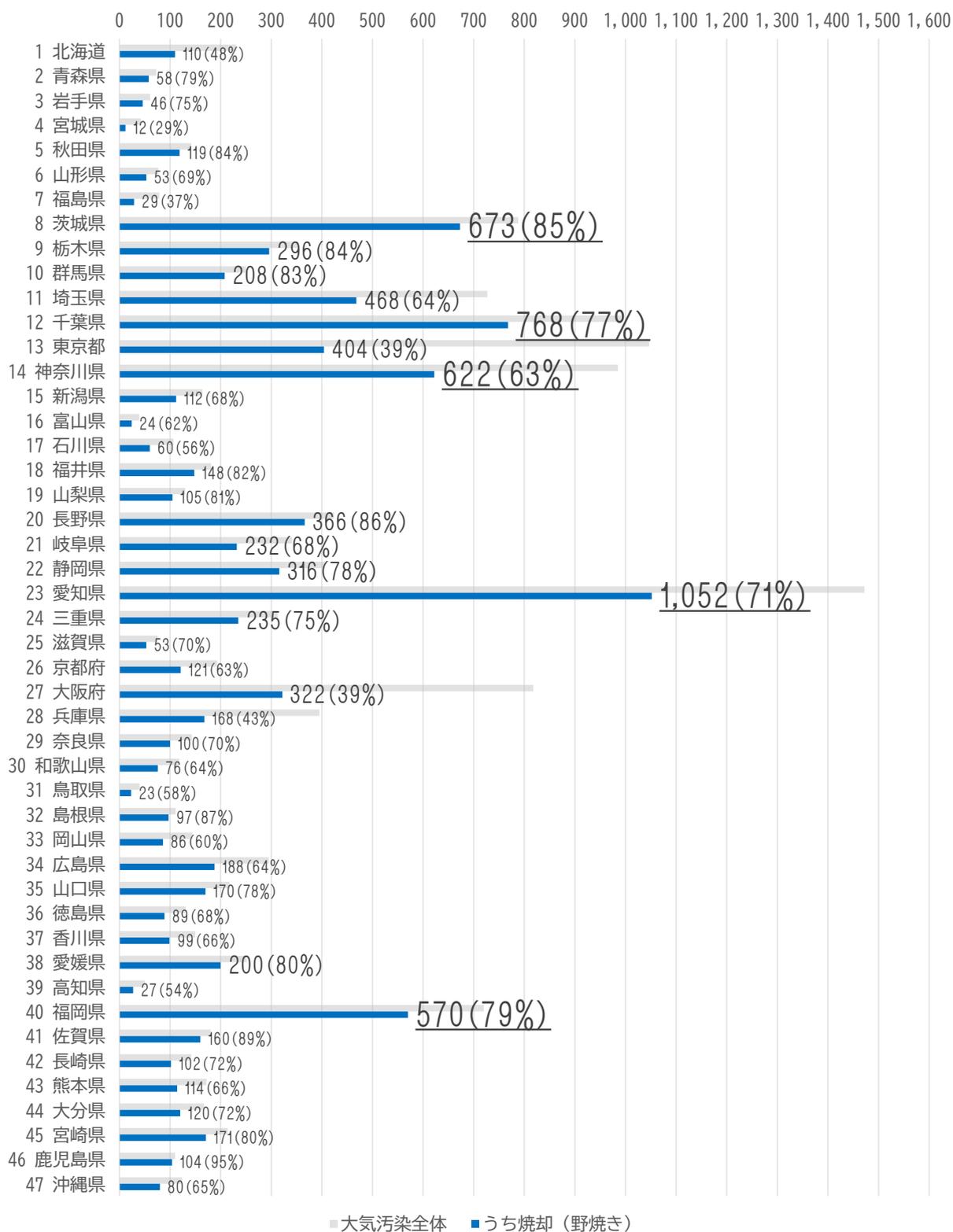
また、多くの都道府県において、大気汚染に関する苦情の大半を「焼却（野焼き）」に関する苦情が占めています。

次に、内訳は示しませんが、相対的に「焼却（野焼き）」に関する苦情受付件数が多い都道府県について、市区町村別の苦情受付件数の内訳を見ると、苦情受付件数が多い地域もあれば、ほとんど苦情受付件数がない、あるいは全く苦情を受付けていない地域もありました。苦情受付件数が相対的に多い都道府県の中でも特定の地域に苦情が集中していることが分かりました。

誌上セミナーの執筆に当たって実施した地方公共団体へのヒアリングで伺ったところでは、野焼きの多くは、家庭菜園を含む田畑で発生する稲わら、籾殻、農業残渣などのゴミや、庭などで発生する剪定枝や落ち葉などを農家や元農家の方を含む個人の方が焼却しているケースが多いようです。こうした野焼きは全国的に行われていますが、野焼きで発生する煙に対して、地方公共団体の相談窓口で苦情を申し立てるかどうかは地域によって対応が異なるようです。ヒアリングをした全ての地方公共団体に当てはまる訳ではありませんが、「焼却（野焼き）」に伴う苦情受付件数が多い地方公共団体に見られる傾向として、田畑が多い場所で宅地化が進み、そこに県外や都市部から移住してきた方が自宅の周囲で行われる野焼きで発生する煙に対して、「換気をしたいが煙で窓が開けられない」、「洗濯物に煙の臭いがつく」、「喘息を持っているので煙で咳が止まらなくなる」といった苦情を申し立てるケースが多いようです。また、野焼きの禁止に関する連絡を広報誌などで見た市民から、生活環境保全上の支障はな

いのですが、煙が上がっているのを見たのでと通報が来るケースも多いようです。

【図14】(令和3年度)都道府県別「大気汚染」に関する苦情に占める「焼却(野焼き)」に関する苦情の受付件数



※()は大気汚染の苦情件数に占める「焼却(野焼き)」に関する苦情件数の割合

4. 「工事・建設作業」に関する苦情の都道府県別の受付状況

- ・都道府県別に「工事・建設作業」に伴う大気汚染に関する苦情の受付状況を見ると、特定の地域に苦情が集中しており、多くの地域ではあまり苦情は発生していない。
- ・「工事・建設作業」に関する苦情は、東京都及び大阪府を筆頭に、神奈川県、愛知県、兵庫県、埼玉県、千葉県、福岡県に集中している。

最後に大気汚染に関する苦情の主な発生原因の15%を占める「工事・建設作業」に関する苦情について、都道府県別にその傾向を見ていきます。

公害苦情調査結果報告書から令和3年度の都道府県別の「工事・建設作業」に伴う大気汚染に関する苦情の受付状況を見ると、特定の地域に苦情が集中しており、多くの地域ではあまり苦情が発生していないことが分かります（図15）。

「工事・建設作業」に関する苦情の都道府県別の受付状況を見ると

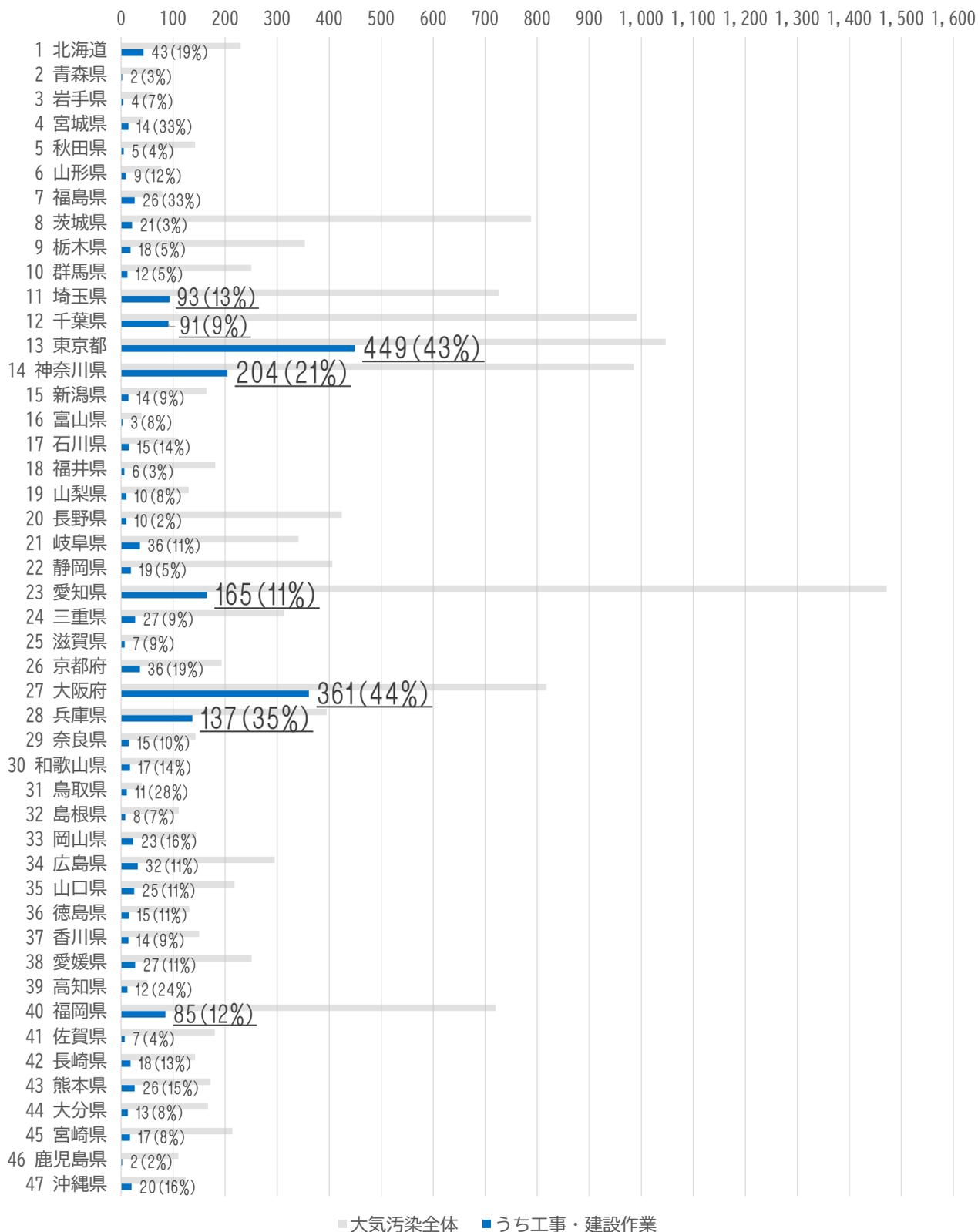
- ・ 50件未満：39（うち15件以内：22）

- ・ 50件～100件未満：3（埼玉県（93件）、千葉県（91件）、福岡県（85件））
- ・ 100件～300件未満：3（神奈川県（204件）、愛知県（165件）、兵庫県（137件））
- ・ 300件以上：2（東京都（449件）、大阪府（361件））

となっています。

東京都及び大阪府を筆頭に、神奈川県、愛知県、兵庫県、埼玉県、千葉県、福岡県において苦情受付件数が多い傾向があります。

【図15】(令和3年度)都道府県別「大気汚染」に関する苦情に占める「工事・建設作業」に関する苦情の受付件数



※ () は大気汚染の苦情件数に占める「工事・建設作業」に関する苦情件数の割合

5. おわりに

公害苦情調査結果報告書から大気汚染に関する苦情の現状について見てきました。地方公共団体の相談窓口でご対応されている皆様はどう感じられたでしょうか。日頃の苦情対応と比較して同じような傾向が見られたでしょうか。それとも異なっていたでしょうか。ご感想を含め、是非、コメントをいただけると幸いです。

さて、大気汚染に関する苦情の発生原因の68%は「焼却（野焼き）」が占めており、その発生源は個人によるものが70%を占めています。誌上セミナーの執筆に当たって実施した地方公共団体へのヒアリングにおいても、農家によるものだけでなく、家庭菜園など個人によるものが多数あるということを担当者から伺い、農家による野焼きが多いのではないかと考えていた認識が改まりました。

また、都道府県別の苦情受付件数の比較や地方公共団体へのヒアリングを通して、「焼却（野焼き）」について苦情になる地域、場所とそうでな

い地域、場所があることが分かりました。地方公共団体へのヒアリングでは、慣習的に野焼きをしている地域で宅地化が進み、外から転居してきた方から野焼きの煙に対する苦情が来るということを多数聞きました。「焼却（野焼き）」について現状、苦情になっていない地域も含めて、今後、宅地化が進む過程で苦情件数が増加していく可能性も考えられます。

地方公共団体へのヒアリングでは、苦情の計上の整理、発生源の傾向、苦情の内容、今後の課題及び担当課職員の困りごとについて伺いました。ヒアリングにご協力いただいた皆様におかれましては、誠にありがとうございました。次回の誌上セミナーでは、地方公共団体へのヒアリングから得られた野焼きに関する苦情の傾向について整理の上、ご紹介していきたいと思っております。今回の誌上セミナーと併せて、実務を行う上でご活用いただけると幸いです。

■次回予定

次回の誌上セミナー「大気汚染について」（第3回）では、「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向を予定しています。引き続き御活用ください。

騒音事件の調停について

公害等調整委員会委員

つづき まさのり
都築 政則

（元東京高等裁判所判事部総括）

本年7月1日で、委員となって3年となった。この間、騒音被害を訴える事件について、調停を成立させたものが8件ある。いずれも睡眠障害等の健康被害を訴えるものであり、当委員会による騒音測定を行い、専門委員意見書が作成されている。専門委員意見書で検討の対象とされた何らかの基準（環境基準や騒音規制法等の規制基準、後記の指針値や参照値等）を超えたとの評価がされ、裁定となった場合に一部でも認容となる可能性があることを前提に被申請人側に改善策を行わせたものが6件で、残り2件は、これらの基準を超えるとの判断がされなかったものである。

騒音規制法又は条例上の規制基準では、規制の対象となる特定施設等の場合、敷地境界における騒音レベルが問題となり、基準を超える場合には、改善勧告等の可能性があるから、被申請人側が改善策を講じることが必要となり、調停が成立する可能性が高くなる。特定施設等でない場合でも、規制基準値は参考として使われる。また、睡眠障害を訴えている場合は、中央環境審議会の平成10年の屋内騒音レベルの指針値（35 dB）を参考とし、又は、WHOのガイドライン値である等価騒音レベル（8時間で平均化した騒音レベル）30 dBを参考とし、申請人宅の寝室で超えるかどうかを問題とすることが多い。さらに、低周波音については、心身に係る苦情に関する参照値を超えるかどうかを問題とすることが多い。

しかし、これらの基準等を下回っている場合でも、直ちに裁定申請が棄却となることを前提とするのではなく、閾値を超えて「聴き取れるか」、それが「不快の原因となり得るか」を問題とすることもあり、体感調査も踏まえ、専門委員意見書で指摘していただいている。その場合も、被申請人側に何らかの対応を求めることとしている。

これらの場合に、申請人側が調停に応じるのは、申請している責任裁定や原因裁定では、せつかく認容する裁定を得たとしても、直接、騒音レベルを低減させる対策がとられることにはならないからであると思われる。裁定後、裁判手続によったとしても、被申請人の騒音源となっている行為を差し止めることは容易ではなく、調停に応じることは、騒音低減のための有効な選択である。

調停の具体的な内容は、専門委員意見書に具体的な改善策（防音壁の設置、音源の移動等）の提案がされたときは、それに沿って検討し、費用負担などについて合意する。専門委員意見書に具体的な提案がない場合でも、調整の過程で、専門委員に参考となる意見を聴くことがある。

他方、寝室の騒音レベルが非常に低く、健康に影響を及ぼすとは認め難い場合や、騒音源からの距離が遠く、騒音が到達しているとは言い難いような場合は、裁定申請が認容の可能性があるとはいえない。このような場合は、引き続き被申請人が各種基準を満たすこと、又は、満たすよう努力することを約束するという内容の調停となっている。裁定を行った場合には棄却となることが見込まれ、これを不服として裁判を行ったとしても、専門委員意見書より信用性の高い鑑定等が行われる可能性は低く、裁定の結論を覆せる見通しは乏しいことから、裁定を受けるより調停のほうがましとの判断によると思われる。

今後も、公調委としては、調停を基本的な解決方法として調整に努力するつもりである。県審査会で調停が不調となる場合に、地域に影響があって放置できない事案の場合には、裁定申請を促すなどして当委員会につないでいただければと思う。

今月号より、地方公共団体の職員の皆様に向けて、公害等調整委員会の委員によるリレーエッセイをスタートしました。第1回は都築政則委員（元東京高等裁判所判事部総括）によるエッセイになります。次回は、上家子委員（医師（元日本医師会総合政策研究機構主席研究員））によるエッセイを予定しております。

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

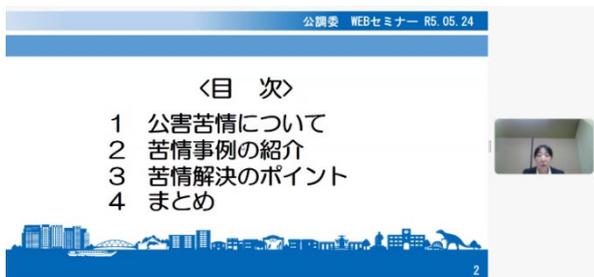
公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、地方自治体への支援活動や、今年度4年ぶりの実地開催となったこども霞が関見学デーについてご紹介します。

1 令和5年5月24日に「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催しました。

公害等調整委員会では、主に公害紛争処理・公害苦情相談を新たに担当することになった地方自治体職員向けに、全国から参加できるようウェブ会議システムを利用し、公害紛争処理制度等の解説や公害苦情相談アドバイザーによる講演等を行っています。地方自治体の人材育成を支援するとともに、公害等調整委員会との連携を促進するための取組です。

今年度は、平成28年度より公害等調整委員会事務局の公害苦情相談アドバイザーを務めている社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次長（元 東京都品川区環境課長）の三ツ橋悦子氏に、「心のある仕事をするために」と題した講演を行っていただき、約540人の地方自治体の職員が参加しました。



公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



2 こども霞が関見学デーの実施について

令和5年8月2日(水)・3日(木)の2日間、「こども霞が関見学デー」のイベントを開催しました。今回は(公社)日本騒音制御工学会のご協力のもと、音の体験学習と工作を実施しました。2日間で合計702人(こども383人、保護者等319人)の方々にご参加いただきました。暑い中、ご来場いただきありがとうございます。



「音に関する工作」

声コプターを作成！
どんな声で回るかな？

「いろいろな音の体験」

いろいろな音をヘッドホンで聞いてみよう！



詳細は以下の公調委キッズページからご覧いただけます。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



「こども霞が関見学デー」は、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、体験活動への参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

がんばってまーす

公害苦情処理業務を経験して



栃木県小山市市民生活部環境課主事

そうとめ たかあき
早乙女 貴啓

おやま 小山市は栃木県の南部に位置し、県庁所在地である宇都宮市から南に約 30 km、東京から北に約 60 km の距離にあります。交通アクセスは、国道 4 号や国道 50 号、新 4 号国道といった幹線道路の他に、JR 宇都宮線や東北新幹線といった鉄道が整備されているため利便性が高く、工業団地での製品の生産や充実した商業施設の一助となっています。

市街地の周辺には農地や平地林といった田園風景が広がっており、身近に自然を堪能することができる環境となっています。特に市南西部に位置する渡良瀬遊水地は、2012 年にラムサール条約湿地に登録され、現在はコウノトリの野生復帰のため、コウノトリの定着・繁殖を行っています。また、市中心部を流れる おもいがわ 思川には市の花である思川桜がみられ、桜の名所として小山市の春を彩っています。小山市は、このような田園環境と都市環境の調和が織りなす「田園環境都市」であり、更なる魅力を生み出す取組を行っています。

さて、本市の公害苦情相談につきましては、環境課が相談受付や対応をしております。苦情相談の内容としては、典型 7 公害のほかに、空き地の管理やごみの不法投棄に関する相談、愛がん動物に関する相談などが年間で 600 件ほど寄せられます。今回は、本市で対応している苦情相談の中で、騒音と野焼きの対応について紹介いたします。

本市での騒音苦情相談のうち、自動車の開閉音や家庭用省エネ給湯器からの音などといった

生活騒音や騒音規制法の特定工場等や特定建設作業に該当しない事業所、工事現場での音、すなわち規制対象外の騒音についての相談案件は、全体の半数以上を占めます。特に近年では、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化によって在宅時間が増加したことから、規制対象外の騒音についての苦情相談が増加傾向にあります。市民の皆様からの相談であるため、できる限り解決に導きたいところですが、規制対象外の騒音に対しては行政として指導することが難しく、対応に苦慮しています。相談を受けた際には、一般的な騒音苦情相談と同様に発生源の情報、音が聞こえてくる方角、時間帯、時期などの現地の情報や相談者の感情、発生源に対して要求している内容、他の部署や機関にも相談しているのかといった発生源や相談者への対応に必要な情報を聴き取り、1 件 1 件の苦情相談を迅速に対応できるよう心掛けております。

また、苦情相談の内容を聴いて、発生源が規制対象外であることが判明した場合は、苦情相談を受けた段階で相談者に「発生源に対して指導や勧告を行うことが難しく、行政の対応として、発生源にお話があったことを伝えるまでなら可能です」と説明しております。こちらに関しては様々な意見があるかと思いますが、私個人の意見としては、苦情相談を受けてとりあえず現地を確認するという対応を行った場合、相談者に「行政が動いてくれたから改善されるだろう」と期待を持たせることに繋がり、改善されないと相談者により一層不満を与え「改善さ

れていないのだが、その後の経過を知りたい」と何度も連絡をしてくるようになることが多いため、苦情相談を受けた段階で行政としてできることを明確に相手方に説明することが必要であると考えております。なお、行政として対応することができない案件の場合でも、本市で実施している無料の法律相談等を案内して、少しでも解決に繋がるように対応しております。

相談者によっては「困っているのだからすぐ確認して何とかしろ」「現地に来ればわかるのだから早く来い」といった一方的に相談内容を話して、こちらの質問に対して一切回答しない人もいらっしゃいます。その場合は、状況確認のため現地に立ち会ってもらえないか提案し、内容によっては行政としての指導は難しい旨を説明する必要があると考えております。

その他の苦情相談対応でよくある事例として、相談者が発生源に対して匿名を希望される場合がございます。「ご近所トラブルになりたくない」や「業者が怖い」といった理由が多く、そのような場合は、相手方へ苦情相談の内容の説明を行う際に個人名や住所を伝えないように注意して対応しています。しかしながら、発生源への要請を行い、具体的な防音対策を講じてもらうためには方向や高さ等を伝えなければならないですし、発生源との位置関係から相談者が誰であるか明らかな場合もあるため、あらかじめ相談者には発生源に相談されたのが誰であるかわかってしまう可能性がある旨を説明し、ご理解いただいてから対応に移るようにしています。

次に野焼きについての、対応についてご紹介いたします。

野焼きにつきましては、ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から一部の例外を除き禁止されており、本市では市ホームページや広報誌、地元ケーブルテレビ放送、市コミュニティFMラジオ放送で広く周知を行っていますが、年間60件程度の相談を受け付けております。内容としては、近隣から煙が上がってお

り洗濯物ににおいがついてしまうといった野焼きによって発生する煙や悪臭に対する苦情相談が多く、連絡があった場合は状況を聴き取り、現地確認を行っております。現地確認の結果、指導の対象にならないような案件もございますが、基本的な行為者への対応として、「廃棄物の野外焼却は、原則法律で禁止されていること」、「例外的に認められていることであっても、周辺環境へ影響が認められる場合には指導対象になる」といった旨を伝えており、焼却物が麦わら、稲のみみ殻といった農業を営む上で毎年発生する可能性が高いものにつきましては、時間帯や風向き、量等に注意するよう説明しております。また、行為者に対して野焼き禁止のチラシを渡すことで再発防止を図っております。

最後になりますが、公害苦情相談、特に騒音、振動、悪臭のような感覚公害は、行政の対応について相談者の理解を得られずに長期化する案件が多いです。苦情相談の内容の本質を見極め、相談者側の感情を理解した上で、対応や説明を行えるよう努めて参りたいと思います。

全国の市区町村の公害苦情相談担当職員の皆様のご活躍をお祈り申し上げます。

ご覧いただきありがとうございますございました。



五穀豊穰や疫病退散を祈願するお祭り
国の重要無形民俗文化財
「間々田^{ままだ}のジャガマイタ」

がんばってまーす

日々の公害苦情対応を通じて感じること



兵庫県西宮市環境局環境総括室環境保全課主査

いわた すぐる
岩田 卓

西宮市^{にしのみやし}は、神戸と大阪の間に位置する人口約48万人の地方都市であり、各都市へアクセスしやすいことや生活の利便性がよいことから大手不動産業者などが行っている「住みたいまちランキング・関西版」ではいつも上位に選ばれている街です。

また、本市では日本名水百選に選ばれた「宮水」を利用した酒造りが盛んであり、酒蔵通りと呼ばれる道路があるほど古くから主要な産業となっていました。市の中心部には福の神（えびす様）をまつる神社の総本社「西宮神社」があり、毎年1月には商売繁盛を祈願する「十日えびす」が行われ、百万人を越える参拜者で賑わいます。そのほか、阪神タイガースの本拠地である甲子園球場もあり、プロ野球のシーズン中や高校野球の開催期間には多くの人を訪れています。

市政の特徴としては、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）、環境学習都市宣言（2003年）を行っており、これらの理念に基づいた活動やイベントが行われています。イベントには西宮市のマスコットキャラクターである水色の妖精「みやたん」も参加することがあります。

私が所属する環境保全課では主に各種公害苦情相談対応のほか、令和5年度からは「歩きたばこの規制」や「青空駐車場等の届出受付」など公害以外の業務が他部署から移管されたこともあり、幅広い業務を取り扱っています。このような状況の中、アスベスト関連について大気

汚染防止法が改正されたことや、アスベストに対する住民の関心が高まっていることを受けて、近年ではアスベスト対策に注力しているところです。

さらに、解体等工事現場周辺の住民から事業者側の十分な説明を受けていないなどの理由で市に対して相談や苦情申し立てが多く寄せられるケースがあること、議会筋から解体等工事に関する近隣周知の方法について条例等の整備を求められたことを受け、事業者による近隣周知方法に関する一定のルールを定めた指導要綱を策定し、今年4月から運用を開始しています。

また、当課では図表を多く用いることにより、できるだけ分かりやすいホームページ作りに努めているところですが、主に事業者向けとなっていることから今後は住民向けにも分かりやすい内容のホームページ作りにも取り組んでいく予定です。

さて、私は平成31年度に入庁し今年で5年目となりますが、これまで様々な公害苦情対応を経験してきました。その中でも特に印象が強く残っている2件を紹介させていただきます。

まず1件目は、入庁して間もないころに経験したマンション新築工事に伴う振動苦情相談への対応です。マンション建設工事が行われる以前から近隣住民が大反対していた現場であり、開発部局からの依頼を受けて対応した振動苦情相談でした。職場の上司から相談者に連絡を入れたところ「今すぐ現場に來い!」、「振動測定を行い、直ちに業者を指導せよ!」などの申

立てがありましたので、現場確認を行ったところ、近隣住民数十人に取り囲まれる事態となりました。この時まで、自分を中心に円陣を組まれて四方八方から同時に大声を出された経験が無かったため、非常に怖い思いをしました。その後、現場状況の確認や振動測定を行いました。規制基準を超過する結果ではなかったため、そのことを住民側に説明をしました。これに対して、住民側は全く納得されている様子ではなく、業者や開発を許可した市に対する批判や厳しい意見が挙がり、その場を収拾するのにかなり苦労しました。

この現場にはその後も度々苦情相談が寄せられていたこともあり、複数回にわたって抜き打ちでの振動測定を実施しましたが、それら全てが規制基準未満の結果でした。そんな中、振動測定をする私たちを近隣住民の方が見てくれたおかげか、私が測定を行っている様子を見かけた住民の一人が「暑い中申し訳ない。お茶でもお出しできればよいが・・・」とお声がけいただき、最終的には住民側より「規制基準を超えていないから業者指導できないのは残念だが、環境保全課が熱心に対応してくれていることには感謝する」という言葉を掛けていただけたことに対し、嬉しく思ったことを覚えています。

2件目は、発生源不明の悪臭苦情相談への対応です。ある長屋住宅に住んでいる高齢女性から「隣家の換気扇からの悪臭が自宅内に入ってきて体調が優れない」、「今すぐ現場に来て何とかして欲しい」との通報がありましたが、現場周辺に工場等の事業所がなかったことや、発生源と主張される隣家が一般住居だったことから、悪臭防止法の規制対象外であり市では対応できない旨を説明しました。その後、相談者が近隣住民に相談したようで、その近隣住民からかなり激高した状態で電話連絡があり、結果的に現場確認することとなりました。

しかしながら、相談者宅やその周辺を確認しても臭気がまったく感じられず、相談者が「誰かが一緒だと臭気を感じない」、「発生源の住民が他人の接近を察知すると臭気を消す。このとき私の自宅内の臭気も即座に消え去るので、こちらに来るときは誰にも気付かれないように来て欲しい」等と主張されたため、対応に苦慮しました。結果的に、複数回の周辺確認や相談者への説明によって市では対応できないことに一定の理解を示してはいただけましたが、しばらく後に同じ内容の苦情相談を再申立てされ、話が振り出しに戻ってしまいました。最終的には、本件は発生源者への行政指導等の対応は出来ずに相談者から悪態をつかれて終わってしまいました。

これら以外にも当課には、工事騒音に困っていると主張しながら、騒音対策などの話題にはあまり言及せずに「工事業者からもっと多くの迷惑料を貰えるように市に協力してほしい」と相談される住民や、「市民である私のためなら市担当者は越権行為をして当然」と主張される住民からの苦情相談が寄せられることもありましたが、これらのような案件に対してどのようなゴールを設定して、どのように話を展開していくのか未だに難しく感じます。

多くの自治体職員の方々が感じていることかと思いますが、公害苦情相談はどれ一つとってもケースバイケースであることがほとんどであるため、経験を積み重ねることがより良い対応につながると考えて日々の仕事に励みたいと思っています。



武庫大橋

第 53 回公害紛争処理連絡協議会

開催：令和 5 年 6 月 1 日

公害等調整委員会事務局

令和 5 年 6 月 1 日に、都道府県公害審査会会長等にお集まりいただき、「第 53 回公害紛争処理連絡協議会」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響などにより縮小開催が続いていたため、4 年ぶりの通常開催となりました。開催当日の概要については、次のとおりです。

1. 委員長挨拶

公害等調整委員会委員長の永野厚郎でございます。昨年 7 月から委員長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙な中、「第 53 回公害紛争処理連絡協議会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

皆さまには、公害紛争の迅速かつ適正な解決のため、日頃より多大なご尽力をいただき、また、当委員会の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに対して、厚く御礼申し上げます。



この連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小するなどして開催しておりましたが、ようやく 4 年ぶりに都道府県公害審査会等の皆さまが一堂に会する形で

開催できる運びとなりました。私も含めて初めて参加される方も多いのではないかと思います。改めて国と地方の連携を深める場となることを期待しています。

公害紛争処理制度が発足して半世紀が経過しましたが、この間、公害紛争は、我が国の社会・経済構造の変化や国民の意識の高まりを反映して、その様相を大きく変え、近時は飲食店、託児所、介護施設などの事業施設の運営、住宅近郊での工場の操業、老朽施設の解体、宅地造成などに起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音・悪臭・振動など、身近な生活環境被害を訴える事件が増加しています。このような中で、地元に着目して公害紛争の解決を担う都道府県公害審査会等、さらには公害苦情担当者に対する期待はますます高まっているものと思います。

当委員会としましても、このような公害紛争の事案の変化に対応して迅速・適正な紛争解決が図れるよう審理運営の見直しなどの改善に取り組んでいるところですが、国と地方からなる公害紛争処理システム全体としての紛争解決機能を高めるためには、皆さまと当委員会が連携を一層深めていくことが重要であります。

連携の在り方として、当委員会としては、当委員会に蓄積された事件処理のノウハウや知見の還元に努めているところですが、皆さまの間の横の連携のハブとしての役割も視野に入れて、地方における公害紛争処理のニーズを的確に汲み上げ、これにかなった形での支援ができるよう取組を強化したいと考えています。他方で、公害紛争は事実関係の確定のために専門的・科学的知見を要することから、この点がネックとなって都道府県公害審査会等での調停が不調となるような事案もあるのではないかと思います。このような事案であっても、地域のコミュニティーに一定の影響が及ぶような事案については、既に一部に実績がありますように、当事者に当委員会への裁定申立を促すなどして当委員会に積極的につないでいただく運用により、都道府県審査会等における審理の結果を無駄にすることなく、当委員会においてこれを引継ぎ、専門委員や職権調査などのリソースも活用して紛争解決を図ることができるのではないかと考えており、これも望ましい連携の在り方ではないかと考えています。

本日の連絡協議会では、実質的な意見交換の場として新たにグループ別の意見交換を設けておりますので、地方間の情報交換とともに国

と地方との連携の在り方などについても忌憚のないご意見をいただければと思います。

本日の連絡協議会が、公害紛争の処理に関わる皆さまと私ども双方にとりまして有意義なものとなることを祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

2. 現況報告

次の3件について、現況報告を行いました。

- ・公害等調整委員会の概況等について
〔公害等調整委員会事務局次長 小原 邦彦〕
- ・京都府令和2年(調)第1号事件
〔京都府公害審査会会長 湯川 二郎〕
- ・山梨県令和4年(調)第2号事件
〔山梨県環境・エネルギー部
大気水質保全課主任 芦川 卓也〕

3. 意見交換

今回の新たな取組として、公害等調整委員会委員等と都道府県公害審査会会長等が、4つのグループに分かれて意見交換を行いました。こちらの内容について、いくつかご紹介いたします。

< Aグループ >



- 参考資料にある公調委と地方が連携した事案では、8回も調停期日を繰り返したとのことだったが、どのように説得したのか。業者がもう出てこないという選択をしたら難しかったのではないかと。〔A県〕
 - ➔ 最初は業者に働きかけても聞いてもらえなかったが、規制値を上回る調査結果が出てから空気が変わり交渉が動き始めた。申請人からは丁寧に聞いてもらえたという感謝はあっても、何回も呼び出されたという苦情はなかったと受け止めている。〔公調委〕
 - ➔ 公調委が専門委員の指導を受けて検査を行い数値が具体的に出てきてから客観的な議論が始まった印象がある。そのような手段があるとそこから進むイメージがある。〔公調委〕
 - ➔ 公調委の裁定申立ての場合は、被申請人が不出頭でも審理を進めて裁定をさせるという点では、調停よりも進めやすい点がある。〔公調委〕

- 自治体では測定や調査の手段をどれくらい持っているのか。騒音や振動などはともかく、地下水や地盤の構造などに関するものは難しいように思われるがどうか。〔公調委〕
 - ➔ できるところとできないところの差が大きい。〔A県〕
 - ➔ 説明のあった事案について、騒音の条例違反への対応は行政の責任であり、地方分権により都道府県から市町村に権限が委譲されている。専門機関に委託して計測することも可能であり、市町村が責任を持って対応しなければならない。それをどこまで都道府県や公調委がフォローするか難しいところ。〔B県〕

- 都道府県での調停が難しい場合に、公調委への申立てを案内しているか。〔公調委〕
 - ➔ 原因裁定を希望するというような場合には、公調委を案内したことがある。〔C県〕

- 市町村レベルだと公害苦情相談が多いのに、都道府県の公害審査会になると一気に少なくなっている。両者の連携はどのようになっているのか。公害苦情相談で解決されているというのであれば良いが、そうでないものもあるのではないかと。〔公調委〕
 - ➔ 面倒だから紹介していないのではないかと。〔D県〕

- ➔ 制度の案内ということで相談があった場合には、そのような手段もありますよという紹介はしている。〔C県〕
 - ➔ 市からの案内による県審査会への相談件数は相当数あるが、市民の側からすると住環境の保全是市の責務であり、市でやって欲しいということで申立てまでには至らない場合も多い。〔E県〕
 - ➔ 市町村の職員に対して公調委のアドバイザーの講演後のグループ別ディスカッションを行っており、相談現場での処理の円滑化とともに処理できないものを県審査会に出しやすくなっているように思う。〔A県〕
 - ➔ 県では市町村に対して県審査会の制度を周知しているので、ややこしい事件は県審査会に回ってしまうという流れもあるように思う。〔A県〕
- 廃棄物関係の公害苦情が多いという話があったが、公害審査会に上がってこないのはなぜか。〔公調委〕
- ➔ 廃棄物関係は誰が捨てたのか分からず、誰を対象に申請したら良いのか分からないからではないか。また、人里離れた山奥に捨てられることが多いので、自分に直接被害はないという面もあるのではないか。〔C県〕
 - ➔ 廃棄物関係では、相手方が外国人のことがある。公害審査会にという話になると、外国語対応は難しいとなり申請を断念してしまっている。〔F県〕
 - ➔ 廃棄物関係では、警察が対応している場合も多い。〔G県〕
- 弁護士が県審査会の会長なっておられる場合が多いが、県審査会の利用促進という観点から、弁護士会への働きかけや弁護士への制度の周知という面では、考えていることはあるか。〔公調委〕
- ➔ 弁護士会の前会長が県審査会の会長をしていたこともあり、会員を対象に公害審査会のレクチャーを行い、弁護士会会員に活用をアピールしている。弁護士会の公害委員会の委員が県審査会の委員にもなっていて、積極的に事件を持ち込むように働きかけている。〔A県〕
 - ➔ 事件の件数が少ないとつぶれてもおかしくないという危機感を共有して、利用促進に働きかけるべきである。〔A県〕

< Bグループ >

- しばらく事件の受付がないという都道府県がいくつもある。どのような問題意識を持っているか。〔公調委〕
- ➔ 公調委で公害審査会を宣伝してよいかというと、都道府県事務局の負担も大きいので、調整が難しいと思う。〔H県〕

- ➔ 相談があっても申立てに結びつかないことについては、公調委から自治体職員へ広報したり、公調委が公害審査会を支援することが考えられる。また、都道府県からもアプローチしていく必要がある。〔H県〕
 - ➔ 弁護士会にアプローチするときは、研修系委員会と環境系委員会の2ルートがあり、後者も活用してはどうか。〔I県〕
 - ➔ 訴訟における因果関係の問題だけを公調委に嘱託すると、専門家が判断してお返ししますという非常に合理的な制度（原因裁定嘱託）があるが、なかなか知られていない。〔公調委〕
 - ➔ もう少し都道府県の段階での調停に持っていけると、地元の文化的な背景も含めて分かっている中で調停してもらえていいのではないか。〔公調委〕
- 都道府県と市町村の担当部局が連携するような機会は設けられているのか。〔公調委〕
- ➔ 年に1回、市町村の担当者へ研修を行っている。県の担当者も一緒に参加し、連携・対応していけるような構成になっている。〔J県〕
 - ➔ 年5～6回、研修、事例発表会、事業所視察、講演会などを行う形で、県と市町村の担当者間で意思疎通を図るようにしている。〔K県〕
 - ➔ 毎年テーマを絞って研修を行っている。去年は悪臭関係で、今年は騒音関係の研修を行う。〔I県〕
 - ➔ 出先機関と市町村において、関連するものについては速やかに県の職員も出向き、改善策はどのように進めたらよいか連携して対応している。〔L県〕
 - ➔ 公害苦情の対応、公害審査会の制度、生活環境の騒音規制法、振動規制法を説明する研修がある。県立の衛生研究所から専門的な研修ということで、騒音の測定などについて講義を行っている。〔H県〕
 - ➔ 県のほうで低周波騒音測定の機器などを整備しており、必要に応じて貸し出してサポートを行っている。〔M県〕



- 適切な専門家を探せないときに公調委の協力をという話があったが、公調委に問い合わせてもらえば、こういう専門家がありますということを伝えられるかもしれない。〔公調委〕

- ➔ 振動、地盤沈下、悪臭などは専門委員をその都度任命しているので、その方を紹介するのではなく、その方に相談して専門家グループの中から紹介してもらう可能性はあるかと思う。〔公調委〕
- 調停の合意が Web 上で確認できたとき、Web 上で成立なのか、その後に調停調書に最後の人が署名押印した際に成立なのか。〔I 県〕
 - ➔ 成立時期は「口頭で合意した時点」と解釈し、Web 会議日時をもって成立としている。〔公調委〕
- 自治体を経て公調委で扱った事件について、フィードバックが十分にできていない。支障がない範囲で提供できるようにしたいと考え、公調委で方法を検討している。〔公調委〕
- 公害審査会で調停が打切りとなったときに、公調委に裁定の申立てをしたらどうかと示唆することもあるのか。〔公調委〕
 - ➔ 公調委は敷居が高すぎる。打切りとなる場合、ここでまともじゃなかったら訴訟してくださいと言って終わっていると思う。〔N 県〕
 - ➔ 打切りになるというのは、当事者が「はい」と言えないだけなので、受諾勧告でいいのではないか。調停委員会や専門家から「これはこうだ」と言われたら、収まるものは収まるし、収まらないものは訴訟になる。〔N 県〕
 - ➔ 公調委の裁定のメリットもかなりあって、基本的に公調委が現地調査をし、審問する。当事者に出頭する負担をかけない仕組みになっている。また、費用負担についても、国費の負担で専門家の意見が提供できる。〔公調委〕
 - ➔ 事実の認定が難しい、調停成立が困難な事例などを全て公調委で引き受けるわけではないが、地域に一定の影響が及ぶ、放置すると次々と事件が起こっていくというのは、小さな事件であっても裁定を活用していただくというのも重要なことだと思う。〔公調委〕

< Cグループ >

- 公害に当たらないものや他県のものについて相談があったら、受付をどうしているか。〔O 県〕
 - ➔ 受付の段階で何回も説明したが聞き入れてもらえず、申請されたことがある。裁定委員会が検討し、却下した。ずっと説明しても納得されない場合は、一度申請いただき、調停をしないとするのも仕方ないかと思う。〔公調委〕
- 認知度が低いという話は、公調委でも積極的に広報を行うようにしている。法曹関係者がメインだが、機関誌にも記事を掲載した。通知文を弁護士会等に送っていて、講演の依頼があれ

ば、お受けしている。現地に赴いたり、Web でも行っているのですが、ご要望等あればご連絡いただきたい。〔公調委〕

- 裁判では、かなりのデータを出さないといけないが、調停では例えば、調査を県でもらえる、データを提供してもらえるので、利用しやすい。難しそうな案件もうまくまとめてもらえるので、もっと知ってもらったほうがいいと思う。〔P県〕



- 公調委ではなく、県の公害審査会で取り扱ったほうがいい案件というのはどのようなものか。測定が必要な場合は、公調委で扱ったほうがいいのではないかと。〔Q県〕
 - ➔ 事実確定ができず調停が困難であるが、調停不調のまま放置すると、コミュニティーに一定の影響があって看過できない場合には、公調委への裁定申請を促していただいて構わないが、そのような事案でなければ、公調委で受けるべき事案なのか、本来の公調委の姿なのかという疑問がある。〔公調委〕
 - ➔ 測定が必要な事案でも、市でノウハウを持っている場合、業者に委託する場合、データがなくても利害調整によりうまくまとめるということもあることから、工夫が必要。〔公調委〕
- 先ほどの例を挙げた県では、中間合意をされたとのこと、鮮やかな調停のノウハウだったと思う。〔公調委〕
 - ➔ 最終的に調停をまとめるのは最終合意となるが、中間合意というのは、手続の途中で、一旦この点については先に合意しておきましょうと決めておくやり方。裁判所でも同様の方法があり、終局的な合意ではなく、その時点の合意で、その記録を残しておくこと、その後の進行がスムーズに行く。〔公調委〕
- 測定の費用の関係で進行が難しいという事例はあるか。〔公調委〕
 - ➔ 調査について、申請人が費用負担はしたくないと言っていたものがあつた。内容からして公共性があるとは言えず、県費での負担は難しいため、測定できず不成立に終わった。〔R県〕

➔ 県で調査する権限があるにしても、どのように実施するのかが問題になり、両者で折半などいろいろ検討したが、調査を実施せずに進めた。〔S県〕

○ 公害審査会で測定が必要となったときに、ノウハウはあるか。〔公調委〕

➔ 測定をした事例はある。調停委員の間で検討して、調停委員が測定した。測定が必要な場合、関係行政機関の協力を得て市などで測定してもらうケースが多い。〔Q県〕

➔ 当県の場合は、測定できる研究機関がある。公共測定という形で測定するため、申請者等の費用負担もない。〔T県〕

<Dグループ>

○ 最近、風車の件が非常に増えている。今のところまだ公害としての申請はないが、住民も気にしている。風車の騒音や低周波音など、事案に経験があったら教えてほしい。〔U県〕

➔ 公調委に現在係属している案件はない。紛争案件が今後多くなっていくのではないかとされている。〔公調委〕

➔ それなりに問題になっていると思う。風力発電関係は地元の方が反対運動として行動することが多い。起業者側もそれを意識して対応することは多くなっているのではないか。地上の風力発電だと近隣との紛争があるので、洋上の風力発電のほうが多くなっているのではないか。数値的に把握していないので感覚的なものだが。〔公調委〕

○ 騒音研究会報告3ページ目に、低周波音被害を申し出た場合の方が調停成立の割合が高いが、取下げの比率も高いという分析があった。こういう理由ではないかということが出ていけば教えていただきたい。〔V県〕

➔ どうして取下げになったかの内容までは、まだ分析できていない。申請人側に代理人がつくと調停成立率が高いということがある。通常は申請人が高い要求をして決裂するが、そうではなくて、代理人から、あなたの満足いく内容ではないかもしれないけれども、ということで調整していただいているのではないか。〔公調委〕

➔ 参照値を超えるものではないということを説明した上で、室外機を囲うとか場所を移動するとか、実現可能なところでの解決策を図るということで調停が成立するということが、感覚的には多いと思う。〔公調委〕

➔ 低周波音が実際に問題になる程度のもはそんなに多くない。騒音測定のとときに体感測定をすると、客観的な音と本人の感じ方にずれがある。ずれがあると因果関係が認められない。それでも被害者意識が強く、こだわって、納得がいかないから取り下げるというのを経験したこともある。〔公調委〕

○ 低周波の体感テストとはどのようなものか。〔W県〕

- ➔ 例えばエアコンの室外機の音が問題になっているときは、申請人側には申請人宅で待っていて、測定状況というのは知らせずにスイッチを付けたり消したりして、申請人には体感メモを取ってもらい、申請人の体感と機器の作動が合っているかを確認する。〔公調委〕
- 公調委で行う測定は、必要性を判断するから必ずということでもないと思うが、多くの場合行ってくれるのか。〔W県〕
 - ➔ 事件によってだが、騒音自体が問題になっていて、双方で意見の隔たりがある場合には、少なくとも現地調査を行う。職権調査ができるので、必要があればやるというスタンス。〔公調委〕
- 当県で、申請人が公調委に原因裁定の申立てを行うことになり調停手続をペンディングにした案件があったのだが、公調委で調停成立した。原因裁定の結果と調停成立に至った経緯を差し支えない範囲でよいので教えてほしい。〔V県〕
 - ➔ 当該事件は、測定しても基準を超えるものでなく、申請人の主張は否定されたが、今後基準を守ることは業者にも約束させるということで申請人も納得したので、県にお返しするまでもなかった。〔公調委〕
- 公調委では、代理人がついていない案件でも Web 対応を行うのか。〔V県〕
 - ➔ 可能なものは行っている。Web 会議やメールでの提出の手順書など、ホームページで公開している。〔公調委〕
 - ➔ 裁定の期日だと公開しないといけませんが、調停は非公開の手続なので、Web で行うことに支障はないと考えている。証拠の提出などを含めて柔軟にできるようにしたい。〔公調委〕
- どんどん公調委につないでもいいのか。〔X県〕
 - ➔ 現場に近いところでというのが基本だと思うので、なんでもかんでもというのは困るが、事実の確定が難しく調停が困難な場合であって、地域のコミュニティーに一定の影響があり、放置すべきでない公害審査会が判断するものについてはつないでもらって構わないというのが基本スタンスであり、そういうものは遠慮なくつないでもらいたい。〔公調委〕
- 公調委に相談することは可能か。〔W県〕
 - ➔ 公調委にも自治体との連絡担当があり、都道府県の環境部局からいろいろ質問を受けている。〔公調委〕
- 防音壁を設置してほしいという話が出たときに、専門業者や、どのような防音壁であったらいいのかを相談できるか。〔Y県〕

- 防音をやるときに、どこまで良くなるか分からないまま成立させることに、調停委員も悩みがある。〔X県〕
- ➔ 我々も専門委員に意見を聴いてはおり、ある程度効果が見込めると聞くこともあるが、必ずしも分からないというのが正直なところ。防音壁の効果を事前に予測するのはなかなか難しい。〔公調委〕
 - ➔ 少なくとも被申請人の側で対策の説明責任がある以上は、被申請人の側に促すことが前提で、それを申請人が評価することで話を進め調整をするしかない。〔公調委〕



公害等調整委員会の動き

(令和5年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
4月13日	令和元年(セ)第3号・令和2年(セ)第7号 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等 責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京都
4月26日	令和3年(セ)第9号 大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責 任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
4月27日	令和3年(セ)第7号・令和3年(ゲ)第12号 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被 害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期 日	東京都
4月28日	令和3年(ゲ)第3号 横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因 裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
5月10日	令和4年(セ)第3号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第3 回審問期日	東京都
6月23日	令和3年(ゲ)第10号 銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振 動被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第2号事件)

令和5年4月12日受付

本件は、申請人に生じた精神的健康被害(睡眠恐怖症等)、睡眠不足による健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第2号事件)

令和5年5月10日受付

本件は、申請人が所有する建物の広範囲にわたって生じている飛散汚れ、同建物の1階部分にある自宅玄関前のコンクリート部分に発生したクラック及び貸店舗の出入口のガラス戸等に発生したひびは、被申請人が同建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動によるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金599万3951円等を支払え、との裁定を求めるものです。

○ 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第3号・(ゲ)第3号事件)

令和5年6月26日受付

本件の責任裁定申請は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことにより、申請人に頭痛・吐き気・めまい・動悸・抑うつ・

不安・集中力の低下・睡眠障害等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金202万8450円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請は、申請人に生じた頭痛・吐き気・めまい・動悸・抑うつ・不安・集中力の低下・睡眠障害等の健康被害は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第4号事件)

令和5年6月26日受付

本件は、申請人ら宅に生じた多数の壁・天井ヒビ割れ、風呂場目地割れ、外壁目地切れ、外壁ズレ、開口クラック、駐車場コンクリート割れ、玄関建具開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊は、中野区(被申請人)の発注により、解体工事会社(被申請人)が行った解体工事で発生した振動によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第4号事件)

令和5年6月27日受付

本件は、申請人に、不安定狭心症という健康被害、身体的障害に関わる生活・死亡リスク、精神的苦痛及び報酬減少が生じたのは、被申請人が所管する申請人宅の北側にある道路の拡張工事の現場において、重機等を稼働させて騒音・振動・粉じんを発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金4218万1702円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第3号事件・令和3年(ゲ)第2号事件・令和5年(調)第5号事件)

① 事件の概要

令和3年3月17日、熊本県熊本市の住民1人から、マンション管理組合、マンションの住民2人を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人が、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動により、睡眠障害を伴う神経症を発症する等精神的苦痛を受けており、また、住居の外壁に防音シートを張る等の防音対策を講じたため、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1373万2915円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害は、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動によるものである、との裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和3年4月20日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が管理するマンション駐車場からの騒音・振動と申請人に生じた不眠症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員に

よる現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年3月29日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年4月13日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第2号事件)

① 事件の概要

令和5年4月12日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた精神的健康被害(睡眠恐怖症等)、睡眠不足による健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和5年5月23日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第3号事件)

① 事件の概要

令和3年3月29日、神奈川県横浜市の住民14人と宗教法人から、学校法人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為と増築行為によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人による大規模建築物等の解体行為等と申請人らが所有する土地等や公衆用通路の被害及び生活環境の悪化による被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年6月29日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和5年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
栃木県 令和5年(調)第1号事件	岩石採取場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件	R5.4.3
埼玉県 令和5年(調)第2号事件	市道騒音・振動被害防止請求事件	R5.4.10
広島県 令和5年(調)第2号事件	認定こども園からの騒音被害防止請求事件	R5.4.14
京都府 令和5年(調)第1号事件	焼却排煙による悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R5.4.20
山梨県 令和5年(調)第2号事件	宿泊施設からの悪臭・騒音被害防止請求事件	R5.5.10
埼玉県 令和5年(調)第3号事件	飲食店からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R5.6.12
大阪府 令和5年(調)第1号事件	鉄軌道騒音・振動被害防止請求事件	R5.6.19
神奈川県 令和5年(調)第1号事件	近隣家屋解体工事振動等被害損害賠償請求事件	R5.6.20
大阪府 令和5年(調)第2号事件	金属加工工場粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	R5.6.22
奈良県 令和5年(調)第3号事件	非鉄金属卸売事業の差止め及び農地等から検出された 重金属除去請求事件	R5.6.27

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 令和4年(調)第1号事件 [特別養護老人ホーム空調整備からの騒音防止等請求事件]	栃木県 住民1人	社会福祉法人	令和4年9月15日受付 (1)被申請人は、室外機を移動する、運転を抑制するなどして、被申請人の特別養護老人ホームからの騒音を低減すること。(2)上記措置を取らない場合、令和5年3月末日までに、特別養護老人ホームを現在地から移転すること。	令和5年4月11日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
埼玉県 令和5年(調)第1号 [ヒートポンプ式温水暖房機からの低周波音等の騒音・振動被害防止請求事件]	埼玉県 住民1人	建設会社	令和5年2月1日受付 (1)被申請人は、エコキュートのヒートポンプを東側から北側若しくは西側の道路に面した場所へ移設し、低周波等の騒音振動が申請人宅に届かないように対策を講じなければならない。(2)被申請人は、エコキュートのヒートポンプの移設ができない場合には、エコキュートの代わりに電気温水器を設置しなければならない。	令和5年5月29日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
神奈川県 令和4年(調)第4号事件 [近隣工場からの騒音等防止請求事件]	神奈川県 住民1人	飲料製造会社	令和4年10月7日受付 夜間の機械稼働停止、設備機器配管配置変更、騒音・振動等防止の緩衝帯設置	令和5年5月22日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和元年(調)第5号事件 [建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件]	愛知県 住民1人	不動産関係者 建設会社市(代表者市長)	令和元年12月10日受付 (1)被申請人Aは、不動産仲立人であるが、B建設と共謀の上、申請人に対し、養魚池の跡地を畑に造成のためと称して、道路面よりも低いレベル	令和5年5月11日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>での残土搬入を承諾させ、建設業者や残土処理業者をして、残土の搬入をさせ、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(2)被申請人C建設は、D市新庁舎の建設を受注したE建設から残土処理の第一次下請けをし、被申請人F建材は第二次下請けをして、D市新庁舎の建設現場から発生した残土を本件土地に搬入した、(3)被申請人G市は、G市保育園の関連工事で排出される残土を、被申請人H建設をして本件土地に搬入した、(4)本件残土は、無秩序に堆積されており、大雨や豪雨により崩壊するおそれがあり、かくては、隣接する農業用排水路の水質を汚染するおそれや隣接農地の土壌を汚染するおそれがあるため、早急な撤去が必要である。不法堆積された残土の発生元や搬入業者など、不法な堆積に関与した業者や個人は、搬入した残土の量に応じた撤去義務があり、あるいは、撤去費用を負担すべき義務がある、(5)アメリカのスーパーファンド法によれば、土壌汚染地の浄化に関しては、現在の施設所有・管理者だけでなく、有害物質が処分された当時の所有・管理者、有害物質の発生者、有害物質の輸送業者や融資金融機関まで、広範囲に浄化の費用負担を負うとされている。我が国においても、廃棄物処理法において、排出者責任があり、廃棄物処理業者に委託したことで排出者責任は切断されない法理が確立している。残土については、有害物質を含まない限り、廃棄物には該当しないと解するのが一般的であるが、残土が不要物であること、市場性がなく有償での引</p>	<p>終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>取り手がないものであることは疑いのない事実であり、不要物における排出者責任は免れないものであるし、申請人の土地の所有権を大量の残土の不法堆積で侵害している者が、残土の撤去義務ないしは撤去費用を負担する義務があることも当然である。よって、(1)被申請人Aは、本件土地上の建設残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(2)被申請人C建設は、E建設から第一次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(3)被申請人F建材は、E建設の第二次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(4)被申請人G市と被申請人H建設は、共同して、G市保育園の工事現場から本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。</p>	
<p>大阪府 令和4年(調)第 1号事件</p> <p>[家庭用ヒートポンプ給湯器騒音等被害事件]</p>	<p>大阪府 住民1人</p>	<p>大阪府 住民1人</p>	<p>令和4年2月16日受付</p> <p>令和元年4月、申請人宅の隣に被申請人宅が建設され、エアコンの室外機2台と家庭用ヒートポンプ給湯器が申請人宅寝室の横に設置された。被申請人宅の換気扇、エアコンの室外機、ヒートポンプから不定期に発生する音で眠れなくなり、またヒートポンプが強く作動する際の運転音により圧迫感等の不快な症状が出るようになった。それを被申請人に伝えたが、何の対策も講じず、交渉を拒否する旨の手紙が投函され、決裂状態になったため、本調停に及んだものである。よって、家庭用ヒートポンプ給湯器の撤去を</p>	<p>令和5年4月28日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			求める。	
広島県 令和2年(調)第 1号事件 [鉄鋼会社からの 大気汚染被害防 止請求事件]	酒類販売 会社	鉄鋼会社	令和2年1月14日受付 被申請人の製鉄所が鉱質物の粉じんを外部に飛散させたことによって、大気汚染が生じ、これによって、申請人の設置した太陽光パネルに粉じんが固着して、太陽光パネルの機能低下及び売電収入の減少という被害が生じた。よって、被申請人は、申請人に対し、833万3,000円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の金員を支払うこと。	令和5年5月15日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
広島県 令和4年(調)第 1号事件 [鉄道騒音被害防 止請求事件]	広島県 住民1人	広島県 知事	令和4年7月11日受付 被申請人の事業活動（A地区連続立体交差事業）による用地買収により、鉄道と上記被害発生地域の間にあった防音壁のような役割を果たしていた住宅群が無くなり、被害発生地域において鉄道騒音により生活環境に係る被害が生じているため。よって、被申請人は、防音壁の設置、その他の防音対策により、鉄道騒音の被害が発生しないようにすること。	令和5年6月28日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和5年4月1日から令和5年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちようせい

第114号 令和5年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

FAX. 03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

URL.

[https://www.soumu.go.jp/
kouchoi/](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/)



公式Twitter
@MIC_kouchoi

